

第10回 栗原地域合併協議会

日 時 平成15年12月25日(木)
午後2時00分
場 所 若柳町ドリームパル

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項
報 告 第 1 7 号 農業委員会委員の定数等検討委員会委員について
- 5 協議事項
協 議 第 6 号 の 2 新市の名称について
協 議 第 3 1 号 の 2 第3セクター等の取扱いについて
協 議 第 3 4 号 財産の取扱いについて
協 議 第 3 5 号 農林水産関係事業(その1)について
協 議 第 3 6 号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 6 提案事項
協 議 第 3 7 号 特別職の職員の身分の取扱いについて
協 議 第 3 8 号 高齢者福祉事業について
協 議 第 3 9 号 児童福祉事業について
協 議 第 4 0 号 新市建設計画(第4章 建設計画、第5章 公共的施設の適正配置と整備)について
- 7 その他
- 8 閉 会

報告第17号

農業委員会委員の定数等検討委員会委員について

農業委員会委員の定数等検討委員会委員を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年12月25日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

農業委員会委員の定数等検討委員会委員について

1. 名 称 農業委員会委員の定数等検討委員会
2. 設置年月日 平成15年11月20日
3. 目 的 栗原地域合併協議会の求めに応じ農業委員会委員の定数等について必要な調査、検討を行い提言する。
4. 委 員 数 関係町村の農業委員会会長10名
合併協議会規約第7条第1項第2号委員5名
合併協議会規約第7条第1項第3号委員5名
5. 委員名簿

	区 分				区 分	
	関係町村の農業委員会会長				第7条第1項第2号・第3号委員	
1	佐藤龍光	築館	11	長谷川厚子(学経)	築館	
2	千葉聰	若柳	12	三浦徹也(学経)	若柳	
3	鈴木征夫	栗駒	13	千葉久(議会)	栗駒	
4	武田邦彦	高清水	14	佐藤幸生(議会)	高清水	
5	門傳仁	一迫	15	山村喜久夫(学経)	一迫	
6	佐藤健一	瀬峰	16	佐々木幸男(議会)	瀬峰	
7	高橋次男	鶯沢	17	大内朗(議会)	鶯沢	
8	菅原博	金成	18	飯田明(学経)	金成	
9	石川秋男	志波姫	19	白鳥一彦(学経)	志波姫	
10	千葉幸雄	花山	20	中鉢泰一(議会)	花山	

：委員長、 ：副委員長

協議第31号の2

第3セクター等の取扱いについて

第3セクター等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年12月25日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

第3セクター等の取扱いについて

(株)くりこま高原振興公社、栗駒ハイランド観光(株)、(株)金成町地域振興公社、くりはら振興(株)、花山村地域開発(株)、(株)花山村地域振興公社並びにくりはら田園鉄道(株)に係る出資金については新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。
なお、新市において運営主体と協議の上、経営の安定に努めるものとする。

平成 年 月 日確認

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 12 月 25 日

栗原地域合併協議会
会長 菅原 郁夫

特別職の職員の身分の取扱いについて

1. 常勤特別職（市長、助役、収入役、教育長）
 - (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。
 - (2) 給与の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時までに調整するものとする。
2. 非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員）
 - (1) 議会の議員及び農業委員会の委員の任期については、法令の定めるところによる。
 - (2) 報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時までに調整するものとする。ただし、在任特例の適用を受ける場合の期間については、現行報酬額をもとに調整するものとする。
3. 非常勤特別職（行政委員会委員）
 - (1) 行政委員会の委員の定数、任期については、法令の定めるところによる。ただし、監査委員の定数及び固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人とする。
 - (2) 報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時までに調整するものとする。
4. 非常勤特別職（その他）
 - (1) 現に 10 町村で設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものについては合併時までに統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整するものとする。
 - (2) 人数、任期及び報酬額等については、現行の制度及び県内の自治体の例をもとに合併時までに調整するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協 定 項 目	特別職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目
調整方針・調整内容	<p>1. 常勤特別職（市長、助役、収入役、教育長）</p> <p>(1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。</p> <p>(2) 給与の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。</p> <p>2. 非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員）</p> <p>(1) 議会の議員及び農業委員会委員の任期については、法令の定めるところによる。</p> <p>(2) 報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。ただし、在任特例の適用を受ける場合の期間については、現行報酬額をもとに調整するものとする。</p> <p>3. 非常勤特別職（行政委員会委員）</p> <p>(1) 行政委員会委員の定数、任期については、法令の定めるところによる。ただし、監査委員の定数及び固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人とする。</p> <p>(2) 報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。</p> <p>4. 非常勤特別職（その他）</p> <p>(1) 現に10町村で設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものについては合併時まで統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整するものとする。</p> <p>(2) 人数、任期及び報酬額等については、現行の制度及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。</p>	

協 議 項 目		参 考 項 目																			
		築館町		若柳町		栗駒町		高清水町		一迫町		瀬峰町		鷺沢町		金成町		志波姫町		花山村	
1. 常勤特別職		方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬
町村長		月額	852,000	月額	842,000	月額	852,000	月額	790,000	月額	821,000	月額	786,000	月額	786,000	月額	821,000	月額	821,000	月額	734,000
助役		〃	613,000	〃	606,000	〃	613,000	〃	593,000	〃	606,000	〃	590,000	〃	590,000	〃	606,000	〃	606,000	〃	544,000
収入役		〃	582,000	〃	575,000	〃	582,000	〃	575,000	〃	573,000	〃	572,000	〃	572,000	〃	573,000	〃	573,000	〃	517,000
教育長		〃	531,000	〃	525,000	〃	531,000	〃	533,000	〃	524,000	〃	510,000	〃	510,000	〃	545,000	〃	524,000	〃	467,000
2. 非常勤特別職(議会・農委)		方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬
議長		月額	292,000	月額	289,000	月額	292,000	月額	255,000	月額	282,000	月額	260,000	月額	260,000	月額	280,000	月額	280,000	月額	246,000
副議長		〃	241,000	〃	239,000	〃	241,000	〃	213,000	〃	236,000	〃	217,000	〃	217,000	〃	234,000	〃	234,000	〃	209,000
議員		〃	228,000	〃	226,000	〃	228,000	〃	196,000	〃	224,000	〃	200,000	〃	200,000	〃	222,000	〃	222,000	〃	190,000
常任委員長								〃	201,000			〃	205,000					〃	227,000	〃	191,000
議会運営委員長								〃	201,000				205,000						227,000	〃	191,000
農業委員会	会長	年額	493,000	月額	74,400	年額	483,000	年額	383,000	年額	475,000	年額	420,000	年額	454,000	年額	448,000	年額	473,000	月額	42,000
	職務代理者	〃	410,000	〃	39,800	〃	367,000	〃	352,000	〃	411,000	〃	382,000	〃	394,000	〃	397,000	〃	434,000	〃	35,000
	委員	〃	401,000	〃	37,700	〃	354,000	〃	336,000	〃	393,000	〃	365,000	〃	377,000	〃	374,000	〃	407,000	〃	34,000
3. 非常勤特別職(行政委員会)		方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬
教育委員会	委員長	年額	260,000	年額	257,900	年額	268,000	年額	229,000	年額	227,000	年額	225,000	年額	204,000	年額	370,000	年額	236,000	年額	178,000
	職務代理者			〃	219,500																
	委員	年額	222,000	〃	215,300	年額	214,000	年額	213,000	年額	208,000	年額	210,000	〃	187,000	年額	343,000	年額	220,000	年額	163,000
監査委員	識見を有する者	年額	330,000	年額	367,200	年額	400,000	年額	315,000	年額	333,000	年額	320,000	年額	299,000	年額	316,000	年額	316,000	年額	280,000
	議会選出	〃	292,000	〃	323,800	〃	330,000	〃	278,000	〃	311,000	〃	275,000	〃	277,000	〃	295,000	〃	289,000	〃	237,000
選挙管理委員会	委員長	年額	212,000	年額	225,700	年額	195,000	年額	196,000	年額	197,000	年額	190,000	年額	160,000	年額	150,000	年額	189,000	年額	146,000
	委員	〃	175,000	〃	143,500	〃	172,000	〃	180,000	〃	178,000	〃	175,000	〃	139,000	〃	140,000	〃	164,000	〃	106,000
固定資産評価審査委員会	委員長(会長)	日額	3,700	日額	4,300	日額	6,000	日額	4,800	日額	4,500	日額	5,000	日額	4,500	日額	4,900	日額	5,700	日額	4,800
	委員	〃	3,700	〃	4,000	〃	5,700	〃	4,800	〃	4,400	〃	5,000	〃	4,300	〃	4,500	〃	5,600	〃	4,600
4. 非常勤特別職(その他)		方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬
日額報酬を支給する委員	委員長	日額	3,700	日額	4,300	日額	4,000	日額	4,800	日額	4,500	日額	5,000	日額	4,500	日額	4,900	日額	5,700	日額	4,800
	委員	〃	3,700	〃	4,000	〃	4,000	〃	4,800	〃	4,400	〃	5,000	〃	4,300	〃	4,500	〃	5,600	〃	4,600

協 議 項 目		築館町		若柳町		栗駒町		高清水町		一迫町		瀬峰町		鷺沢町		金成町		志波姫町		花山村		
4.非常勤特別職(その他)つづき		方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	方法	給与・報酬	
選挙長		1日	10,700	1回	10,700	日額	10,700	日額	10,400	1日	10,700	日額	10,700	日額	10,700	日額	10,700	1日	10,700	1日	10,700	
投票所の投票管理者		"	12,700	1日	12,700	"	12,700	"	12,300	"	12,700	"	12,700	"	12,700	"	12,700	"	12,700	"	12,700	
期日前投票所の投票管理者		"	11,200	"	11,200	"	11,200	"	11,200	"	11,200	"	11,200	"	11,200	"	11,200	"	11,200	"	11,200	
開票管理者		1回	10,700	1回	10,700	"	10,700	"	10,400	"	10,700	"	10,700	"	10,700	"	10,700	"	10,700	"	10,700	
選挙立会人		1日	8,900	"	8,900	"	8,900	"	8,600	"	8,900	"	8,900	"	8,900	"	8,900	"	8,900	"	8,900	
投票所の投票立会人		"	10,800	1日	10,800	"	10,800	"	10,500	"	10,800	"	10,800	"	10,800	"	10,800	"	10,800	"	10,800	
期日前投票所の投票立会人		"	9,600	"	9,600	"	9,600	"	9,600	"	9,600	"	9,600	"	9,600	"	9,600	"	9,600	"	9,600	
開票立会人		1回	8,900	1回	8,900	"	8,900	"	8,600	"	8,900	"	8,900	"	8,900	"	8,900	"	8,900	"	8,900	
行政区長	均等割	月額	38,000	月額	21,105	月額	27,024	月額	80,000～92,000	月額	40,000	年額	287,000	月額	68,200～74,200	月額	28,730	月額	34,000	月額	54,300～75,500	
	世帯割	1戸	137	1戸	223	1戸	207			1戸	100	1戸	2,640			1戸	189	1戸	560			
	人口割									1人	20											
	地域割			月額	10,902～16,353					月額	5,000～15,000											
	地積割					1km ²	2,006															
	距離割														1km	2,414						
	交通割			月額	1,206～7,236																	
交通安全指導隊	隊長	年額	71,400	年額	134,900	年額	126,000	年額	100,000	年額	82,000	年額	99,600	年額	132,000	年額	147,000	年額	135,000	年額	101,000	
	副隊長	"	64,700	"	123,500	"	122,500	"	83,000	"	80,000	"	81,500	"	128,000			"	130,000	"	78,000	
	班長	"	57,900	"	121,600	"	120,000			"	79,000	"	75,100					"	125,000	"	57,000	
	隊員	"	52,700	"	119,800	"	120,000	年額	76,000	"	78,000	"	73,000	"	121,000	年額	137,000	"	123,000	"	47,000	
消防団	団長	年額	96,700	年額	129,500	年額	88,200	年額	100,000	年額	87,000	年額	91,000	年額	75,400	年額	92,000	年額	92,000	年額	102,000	
	副団長	"	71,700	"	77,700	"	60,600	"	83,000	"	68,000	"	69,000	"	68,200	"	72,000	"	75,000	"	79,000	
	分団長	"	57,100	"	63,300	"	52,300	"	76,000	"	61,000	"	58,000	"	61,100	"	60,000	"	65,000	"	58,000	
	副分団長	"	45,900	"	46,000	"	38,500	"	70,000	"	54,000	"	47,000	"	52,000	"	47,000	"	50,000	"	47,000	
	部長	"	39,200	"	44,700	"	32,700	"	66,000	"	43,000	"	43,000	"	45,800	"	45,000	"	48,000			
	班長	"	34,300	"	34,200	"	27,900	"	64,000	"	32,000	"	37,800	"	38,700	"	43,000	"	44,000	年額	37,000	
	団員	"	17,400	"	11,800	"	10,200							"	31,600	日額	4,500	日額	4,100	"	18,000	
	自動車機関員			"	23,600																"	68,000
	小型機関員			"	16,900																	
	ラッパ員			"	18,400																	
	予防広報員																				日額	5,700

項 目	参 考 項 目
<p>特別職の職員の身分に関する取扱い</p>	<p>地方公務員法 （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員） 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、左に掲げる職とする。 （1）就任については公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 （1）の1 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 （1）の2 地方公営企業法の管理者及び企業団の企業長の職 （2）法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの （3）臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 （4）地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの （5）非常勤の消防団員及び水防団員の職</p> <p>地方自治法 （委員会及び委員の設置） 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。 （1）教育委員会 （2）選挙管理委員会 （3）人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 （4）監査委員会 2 《略》 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。 （1）農業委員会 （2）固定資産評価審査委員会 4～8 《略》</p>
<p>市町村長</p>	<p>地方自治法 （市町村長） 第139条 《略》 2 市町村に市町村長を置く。 （長の任期） 第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。 2 《略》</p> <p>地方自治法施行令 （長の職務を暫定的に行う者） 第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域に属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。 2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職を行うべき者を定めなければならない。 3 第1項の場合において関係地方公共団体が1であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。</p>
<p>助役</p>	<p>地方自治法 （助役の設置） 第161条 《略》 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。 （助役の選任） 第162条 副知事及び助役は普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。 （助役の任期） 第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p>
<p>収入役</p>	<p>地方自治法 （収入役・副収入役） 第168条2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。</p>

参考法令

項目	参 考 項 目
参考法令	<p>地方公務員法 （人事委員会又は公平委員会の設置） 第7条 都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。 2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）15万人以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。 3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。 （人事委員会又は公平委員会の委員） 第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 3～9 《略》 10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 11～13 《略》</p>
	<p>地方自治法 （監査委員の設置及び定数） 第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。 （選任及び兼職の禁止） 第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数は4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。 2～5 《略》 （任期） 第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>
	<p>地方自治法 （固定資産評価審査委員会の設置、選任等） 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置する。 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。 4・5 《略》 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7 《略》 8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域に属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることことができる。 9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることことができる。</p>  <p style="text-align: center;"> 10町村の委員 定数3人×10＝30人 </p> <p style="text-align: center;"> 合併 定数3人以上 10町村の固定資産評価審査委員会委員のうちから 新市の職務執行者が選任することができる。 </p> <p style="text-align: center;"> 新市長選任 定数3人以上 10町村の固定資産評価審査委員会委員のうちから 新市長が選任することができる。 </p> <p style="text-align: center;"> 新市長選任後最初の議会 定数3人以上（任期3年） 新市長が議会の同意を得て任命。 </p>
参考事例	<p>田村地方5町村合併協議会 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、同規模の自治体の例をもとに調整する。 2 市議会議員の報酬については、同規模の自治体の例をもとに調整する。ただし、在任特例の適用を受ける場合は、特例期間は、現行報酬をもとに調整する。 3 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬の額は、同規模の自治体の例をもとに調整する。ただし、在任特例を受ける期間は、現行報酬をもとに調整する。 4 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱うものとする。 （ア）現に5町村で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整するものとする。 （イ）人数・任期・報酬額は、現行の制度をもとに調整する。 5 その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。 6 新市の職務執行者については、合併時までに5町村の長が別に協議して、5町村の長のうちから定めるものとする。</p> <p>佐渡市（平成16年3月1日合併予定） 1 特別職の身分及び給与 新市の職務執行者等については、関係市町村の長が別に協議して定める。報酬額は、現行の報酬額をもとに調整する。 2 非常勤特別職の報酬等 （1）議会議員の報酬額は、現行の報酬額をもとに調整する。 （2）教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員の定数、任期については、法令の定めるところによる。報酬額は、現行の報酬額をもとに調整する。 （3）監査委員の定数は2人とし、任期については、法令の定めるところによる。報酬額は、現行の報酬額をもとに調整する。 （4）固定資産評価審査委員会の定数は10人以内とし、任期については、法令の定めるところによる。報酬額は、現行の報酬額をもとに調整する。 （5）附属機関の委員、その他非常勤特別職等、新市に設置する必要のあるものの人数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。</p> <p>登米地域合併協議会（平成17年3月22日合併予定） （1）常勤特別職（市長、助役、収入役、教育長） 市長、助役、収入役及び教育長の身分の取扱いについては、法令に特例の定めがある場合はその規定を適用し、規定がない場合は9町の長が協議して定める。 給料の額は、現行の額及び県内の自治体の例をもとに調整する。 （2）非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員） 議会の議員及び農業委員会の委員の報酬の額は、現行の額及び県内の自治体の例をもとに調整する。 （3）非常勤特別職（行政委員会委員） 行政委員会の委員の定数、任期については、法令に特例の定めがある場合はその規定する。 監査委員の定数は3人とし、任期については法令の定めるところによる。 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人とし、任期については法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行の額及び県内の自治体の例をもとに調整する。 （4）非常勤特別職（その他） その他の非常勤特別職については、新市において引き続き設置する必要があるものは、新市において新たに設置するものとし、その場合の人数、任期、報酬等は現行の制度及び県内の自治体の例をもとに調整する。</p>

協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについて（参考資料1）

県内自治体報酬額一覧

	自治体名	石巻市		古川市		名取市		岩沼市		白石市	
	人口	119,819		72,897		67,216		41,407		40,793	
四 役	市 長	1,002,000	月額	979,000	月額	975,000	月額	950,000	月額	953,000	月額
	助 役	813,000	〃	785,000	〃	788,000	〃	763,000	〃	765,000	〃
	収入役	718,000	〃	688,000	〃	690,000	〃	677,000	〃	682,000	〃
	教育長	707,000	〃	611,800	〃	625,000	〃	664,000	〃	642,000	〃
議 会	議 長	546,000	月額	529,000	月額	504,000	月額	451,000	月額	456,000	月額
	副議長	482,000	〃	458,000	〃	420,000	〃	387,000	〃	385,000	〃
	議 員	445,000	〃	428,000	〃	395,000	〃	365,000	〃	362,000	〃
農 業 委 員 会	会 長	56,700	月額	103,740	月額	42,000	月額	41,000	月額	43,500	月額
	代 理	44,000	〃	52,750	〃	31,600	〃	34,000	〃	37,100	〃
	委 員	44,000	〃	44,370	〃	31,100	〃	31,000	〃	33,100	〃
教 育 委 員 会	委員長	95,300	月額	65,500	月額	50,000	月額	41,000	月額	44,800	月額
	委 員	79,900	〃	57,700	〃	41,000	〃	36,000	〃	40,500	〃
選挙管理委員会	委員長	50,800	〃	35,500	〃	31,400	〃	7,500	1回	9,700	日額
	委 員	39,700	〃	28,000	〃	22,100	〃	6,800	〃	7,800	〃
監 査 委 員	識 見	(常勤) 559,000	〃	144,600	〃	120,000	〃	120,000	月額	185,500	月額
	議 会	37,000	〃	68,000	〃	75,000	〃	70,200	〃	40,500	〃
固定資産評価審査委員会	委員長			83,000	〃	8,700	日額	6,900	1回	9,700	日額
	委 員	9,500	日額	67,900	〃	8,200	〃	6,400	〃	7,800	〃
日額報酬を支給する委員	委員長							6,900	日額		
	委 員	9,500	日額	5,000	日額	5,000	日額	6,400	〃	7,500	日額

高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

高齢者福祉事業について

- 1 老人保健福祉計画については、現行のとおり新市に引継ぎ、平成 1 7 年度に新市において新たな老人保健福祉計画を策定する。
- 2 外出支援サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。ただし、生きがいデイサービスの送迎の利用者負担金は無料とする。
- 3 軽度生活援助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、利用者負担金については委託料の 1 割とする方向で合併時まで調整する。
- 4 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。
- 5 訪問理美容サービス事業については、瀬峰町の例により合併時まで調整する。
- 6 在宅老人短期入所事業については、若柳町の例により合併時まで調整する。ただし、委託先及び利用者負担金については合併時まで調整する。
- 7 紙オムツ給付事業については、築館町の例により合併時まで調整する。ただし、対象年齢については 4 0 歳以上とする。
- 8 老人日常生活用具給付事業については、築館町の例により合併時まで調整する。
- 9 緊急通報システム事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 1 0 徘徊高齢者家族支援事業については、栗駒町の例により合併時まで調整する。

- 1 1 家族介護慰労金支給事業については、若柳町の例により合併時までに調整する。
- 1 2 在宅介護支援センター業務の基幹型については、合併時までに一ヶ所にし、他は地域型とする。地域型については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 1 3 居宅介護支援事業については、廃止の方向で合併時までに調整する。
- 1 4 在宅老人デイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	高齢者福祉	関係項目	
調整方針・調整内容	1 老人保健福祉計画については、現行のとおり新市に引継ぎ、平成17年度に新市において新たな老人保健福祉計画を策定する。 2 外出支援サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。ただし、生きがいデイサービスの送迎の利用者負担金は無料とする。 3 軽度生活援助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、利用者負担金については委託料の1割とする方向で合併時まで調整する。		

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 老人保健福祉計画	築館町高齢者保健福祉計画書 計画期間:平成15年度～19年度	若柳町高齢者保健福祉計画書 計画期間:平成15年度～19年度	栗駒町高齢者保健福祉計画書 計画期間:平成15年度～19年度	高清水町高齢者保健福祉計画書 計画期間:平成15年度～19年度	一迫町高齢者保健福祉計画書 計画期間:平成15年度～19年度	瀬峰町高齢者保健福祉計画書 計画期間:平成15年度～19年度	鷺沢町高齢者保健福祉計画書 計画期間:平成15年度～19年度	金成町高齢者保健福祉計画書 計画期間:平成15年度～19年度	志波姫町高齢者保健福祉計画書 計画期間:平成15年度～19年度	花山村高齢者保健福祉計画書 計画期間:平成15年度～19年度
2 外出支援サービス事業	1、対象者:おおむね自立の65歳以上の高齢者 ・生きがいデイサービスへの移送 ・町が主催する高齢者を対象とした各種講座等への移送 ・その他町長が認める場所への移送 2、申請方法:本人・扶養義務者の申請による 3、委託先:社会福祉法人 迫川会 4、利用者負担金:500円/回(1往復)+2キロ当たり10円を加算 5、H14年度実績 実利用者数:20人 延べ利用者数:53人 委託料:259,502円	1、対象者:おおむね自立の60歳以上の高齢者 ・生きがいデイサービスへの移送 2、申請方法:本人・扶養義務者の申請による 3、委託先:若柳町社会福祉協議会 4、利用者負担金:無料 5、H14年度実績 実利用者数:121人 延べ利用実績:1,888回 委託料:805,200円	1、対象者:ミニデイサ - ビス事業の送迎及び人工透析患者の医療機関への送迎 2、申請方法:本人・扶養義務者の申請による 3、委託先:栗駒町農業協同組合 4、利用者負担金:人工透析の送迎は1日1,000円(町民税非課税世帯は1/2)ミニデイの利用者負担は無し 5、H14年度実績 実利用者数:50人 延べ利用者数:2,121人 委託料:3,724,000円	なし	1、対象者:おおむね自立の65歳以上の高齢者 ・生きがいデイサービスへの移送 ・人工透析患者の医療機関への送迎 ・町が主催する高齢者を対象とした各種講座等への移送 ・その他町長が認める場所への移送 2、申請方法:本人・扶養義務者の申請による 3、委託先:一迫町社会福祉協議会 4、利用者負担金: ・生きがいデイ 80円/回(1往復) ・人工透析 6,000円/月 5、H14年度実績 実利用者数:25人 延べ利用者数:420人 委託料:600,600円	1、対象者:おおむね自立の65歳以上の高齢者 ・医療機関への移送 2、申請方法:本人・扶養義務者の申請による 3、委託先:瀬峰町社会福祉協議会 4、利用者負担金:なし 5、H14年度実績 実利用者数:65人 延べ利用者数:3,718人 委託料:2,793,000円	1、対象者:おおむね自立の65歳以上の高齢者 ・公共施設への移送 ・医療機関への移送 ・その他町長が認める場所への移送 2、申請方法:本人・扶養義務者の申請による 3、委託先:鷺沢町社会福祉協議会 4、利用者負担金:なし 5、H14年度実績 実利用者数:4人 延べ利用者数:8人 委託料:31,320円	1、対象者:おおむね65歳以上のひとり暮らし老人又は高齢者のみ世 ・生きがいデイサービスへの移送 2、申請方法:本人・扶養義務者の申請による 3、委託先:金成延年閣 4、利用者負担金:なし 5、H14年度実績 延べ利用者数:3,066人 委託料:538,560円	1、対象者:おおむね自立の65歳以上の高齢者 ・病院 ・その他町長が認める場所への移送 2、申請方法:本人・扶養義務者の申請による 3、委託先:志波姫町社会福祉協議会 4、利用者負担金:なし 5、H14年度実績 実利用者数:84人 延べ利用者数:668人 委託料:1,428,206円	なし
3 軽度生活援助事業	軽度生活援助 1、対象:65歳以上の自立高齢者等 2、委託先:社会福祉協議会 3、内容:ホームヘルパ - の業務以外の日常生活支援 4、委託料:1,000円/時間 5、利用者負担金:一時間当たり100円 6、H14年度実績 (H15年度からの事業) 安否確認分 築館町社会福祉協議会単独事業(ボランティアによる)	軽度生活援助 1、対象:老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、日常生活を営むのに支障があるおおむね65歳以上の者のいる家庭でその家族が老人の介護を行えないような状況にある世帯 2、委託先:若柳町社会福祉協議会 3、内容:家事援助・外出時の援助、食材の確保、布団干し、その他(週2回まで)生活援助・家内の片づけ、庭の清掃、その他(年2回まで) 4、委託料:770円 一時間当たりの委託料 5、利用者負担金:一時間当たり200円 6、H14年度実績 利用実人員:21人 延利用時間:576時間 事業経費:554千円 安否確認分 なし	軽度生活援助 1、対象:概ね65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯 2、委託先:栗駒町農業協同組合 3、内容:生活援助(年3回まで)除雪、除草、家回りの手入れ、家事援助(週2回まで)買物、掃除、洗濯、外出時の援助ほか 4、委託料:800円/時間 5、利用者負担金:100円/時間 6、H14年度実績 利用実人員:23人 延利用時間:1,236時間 事業経費:1,393,265円 安否確認分 なし	軽度生活援助 1、対象:要介護認定を受けていない65歳以上の単身者、高齢者世帯 2、委託先:町社会福祉協議会 3、内容:主な軽易な日常生活上の援助(食事の世話・住居等の掃除・整理整頓・家事援助・その他) 4、委託料:1,500円/1時間 5、利用者負担金:150円/1時間(町民税非課税世帯は免除) 6、H14年度実績 実利用者:2人 延べ派遣回数:86回 事業経費:120,000円 安否確認分 なし	軽度生活援助 1、対象:65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯 2、委託先:一迫町社会福祉協議会(家事)、一迫町老人クラブ連合会(生活) 3、内容: ・生活援助...家回りの手入れ、軽易な修繕、除雪、除草、台風等自然災害への防備 ・家事援助...外出支援、食事・食材の確保、寝具類の洗濯・日干し、洗濯物の搬出入、健康管理に関する助言等(介護保険サービス優先) 4、委託料: 生活援助1,000円/1時間 家事援助1,530円/1時間 5、利用者負担金: 生活援助100円/1時間 家事援助150円/1時間 6、H14年度実績 利用実人員:13人 延利用回数:570回 事業経費:1,511,550円 安否確認分 なし	軽度生活援助 1、対象:おおむね65歳以上の独居高齢者や、高齢者夫婦世帯等 2、委託先:JA栗こけアサヒセンター 3、内容:主な軽易な日常生活上の援助 4、委託料:家事援助2,770円(1時間あたりの委託料) 5、利用者負担金: 生保世帯:0円 所得税非課税世帯:50円/時間 所得課税世帯:150円/時間 6、H14年度実績 利用実人員:4人 延利用時間:544時間 事業経費:916,000円 安否確認分 なし	軽度生活援助 1、対象:おおむね65歳以上の独居高齢者や、高齢者夫婦世帯等 2、委託先:鷺沢町社会福祉協議会 3、内容:主な軽易な日常生活上の援助・庭木剪定、草取り、家事援助、障子張替え、その他 4、委託料:2,200円(1時間あたりの委託料) 5、利用者負担金:1時間あたり154円 6、H14年度実績: 利用実人数6人 延べ利用時間344時間 事業経費1,161,000円 安否確認分 なし	軽度生活援助 1、対象:概ね65歳以上の独居高齢者や高齢者夫婦世帯等 2、委託先:栗駒町農業協同組合 3、内容:主な軽易な日常生活上の援助(草取り・家事援助・その他) 4、委託料:1時間当たり800円 5、利用者負担金:1時間当たり80円 6、H14年度実績 利用実人員:16人 延利用時間:540時間 事業経費:697,000円 安否確認分 なし	軽度生活援助 1、対象:概ね65歳以上の要介護老人のいる家庭で介護サービスが必要とする世帯 2、委託先:志波姫町社会福祉協議会 3、内容:家事援助(調理、衣類の洗濯、補修、買物、掃除、その他) 4、委託料:978,000円 5、利用者負担金:1時間100円 6、H14年度実績 利用実人員:4人 延利用時間:251時間 事業経費:977,198円 安否確認分 1、対象:65歳以上の高齢者世帯 2、委託先:志波姫町社会福祉協議会 3、内容:家庭訪問・電話による安否確認 4、委託料:618,213円 5、利用者負担:無 6、平成14年度実績 利用実人員:78人	軽度生活援助 1、対象:65歳以上の高齢者世帯(介護保険非該当者) 2、委託先:栗駒町農業協同組合 3、内容:家事援助(調理、衣類の洗濯、補修、買物、掃除、その他)(20時間まで助成対象) 4、委託料:1時間800円 車代1キロ41円 5、利用者負担金:1割 6、H14年度実績 利用実人員:3人 延利用時間:349時間 事業経費:597,524円 安否確認分 1、対象:65歳以上の高齢者世帯 2、委託先:花山村社会福祉協議会 3、内容:家庭訪問・電話による安否確認 4、委託料:387,078円 5、利用者負担:無 6、H14年度実績 利用実人員:16人

協定項目	高齢者福祉	関係項目	
調整方針・調整内容	4 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 5 訪問理美容サービス事業については、瀬峰町の例により合併時までに調整する。		

協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
4 生きがい活動支援通所事業	1、対象者:おおむね自立の65歳以上の高齢者 2、申請方法:本人・家族等の申請による 3、運営方法:町 4、利用者負担金:250~300円/回 5、H14年度事業費:650,706円 6、H14年度実績:町内13地区、延べ1,020人	1、対象:おおむね60歳以上の独居老人や、日中独居になる高齢者等で外出の機会が少ない者で、歩行を一人でできる方 2、申請方法:本人・家族等の申請による 3、委託先:若柳町社会福祉協議会 4、利用者負担金:1,000円/回 5、H14年度委託料:6,637,832円 6、H14年度実績:1,888人	1、対象者:閉じこもりがちな概ね65歳以上の高齢者 2、申請方法:本人・家族等の申請による 3、委託先:栗つこ農業協同組合 4、利用者負担金:500円/日 5、H14年度委託料:8,091,940円 6、H14年度実績:1,802人	1、対象者:要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者 2、申請方法:本人・家族等の申請による 3、委託先:高清水町社会福祉協議会 4、利用者負担金:400円/週1回 5、H14年度委託料:5,760,000円 6、H14年度実績:3,442人	1、対象者:おおむね自立の家に閉じこもりがちな65歳以上の高齢者 2、申請方法:本人・家族等の申請による 3、委託先:一迫町社会福祉協議会 4、利用者負担金:400円/回 5、H14年度委託料:2,880,000円 6、H14年度実績:29人 延べ696人	1、対象者:おおむね自立の家に閉じこもりがちな65歳以上の高齢者 2、申請方法:本人・家族等の申請による 3、委託先:直営 4、利用者負担金:中央ミニデイ800円/回 地区ミニデイ200円~300円/回 5、H14年度事業費:3,406,115円 6、H14年度実績:延べ1,884人	1、対象者:おおむね自立の65歳以上の高齢者(独居、日中独居) 2、申請方法:本人・家族等が直接金成延年間に申請 3、委託先:鷺沢町社会福祉協議会 4、利用者負担金:600円/回 5、H14年度委託料:1,520,000円 6、H14年度実績:19人 延べ667人	1、対象者:おおむね自立の65歳以上の高齢者(独居、日中独居) 2、申請方法:本人・家族等が直接金成延年間に申請 3、委託先:金成町社会福祉協議会 4、利用者負担金:700円/回 5、H14年度委託料:6,831,533円 6、H14年度実績:3,066人	1、対象:おおむね65歳以上の独居老人や、日中独居になる高齢者等で外出の機会が少ない者で、介護保険施行時に通所介護サービスを利用していた方で、同事業施行に伴いサービスを利用できなくなった者 2、申請方法:本人または家族等が申請書を町役場に提出 3、委託先:志波姫町デイサービスセンター 4、利用者負担金:521円/回 5、H14年度委託料:288,660円 6、H14年度実績:実人数1人 延べ利用数58回	(花山村社会福祉協議会が実施)
5 訪問理美容サービス事業	国庫補助(3/4) 1、対象:65歳以上の高齢者で理美容所に通えない方 2、委託先:直営 3、内容:理美容業者に対する日当支給 4、日当:1,500円/回 5、利用者負担:通常の理美容料金 6、H14年度実績:24,000円 延べ16回、実人員6人	平成12年度~平成14年度までは町で事業実施、平成15年度から社会福祉協議会単独事業 1、対象者:在宅の寝たきり又は身体障害により理容所、美容院に行けない人 要介護3以上に認定されている人 2、委託先:町内で理美容を営業し、町と本事業の実施契約を実施した事業者 3、内容:訪問による居宅での理美容サービス 4、助成額:サービス提供者1,500円 5、利用者負担:通常の理美容料金 6、H14年度実績 利用実人員:6人、延べ18回 事業経費:27,000円	国庫補助(3/4) 1、対象者:在宅の寝たきり又は身体障害により理容所、美容院に行けない人 要介護3以上に認定されている人 2、委託先:町内の登録理美容サービス業者 3、内容:訪問による居宅での理美容サービス 4、助成額:サービス提供者1,500円 5、利用者負担:通常理美容料金から1,500円を差し引いた額 6、H14年度実績 利用実人員:延べ27人 事業経費:40,500円(町費支出分)	国庫補助(3/4) 1、対象者:要介護度3・4・5 2、委託先:町内の登録理美容サービス業者 3、内容:訪問による居宅での理美容サービス 4、助成額:サービス提供者1,500円 5、利用者負担:通常理美容料金から1,500円を差し引いた額 6、H14年度実績 利用実人員:延べ27人 事業経費:40,500円(町費支出分)	なし	国庫補助(3/4) 1、対象者:おおむね自立の65歳以上の老衰、心身の障害及び疾病等の理由により理美容院へ出向くことができない高齢者 要介護3以上の者 2、委託先:町内の登録理美容サービス業者 3、内容:事業者の訪問による居宅での理美容サービス 4、助成額:サービス提供者1,500円 5、利用者負担:通常理美容料金 6、H14年度実績 利用実人員:5人 事業経費:16,000円 県費補助(1/2) 1、対象者:(国庫補助と同じ) 2、委託先:(国庫補助と同じ) 3、内容:デイサービス利用者への理美容サービス 4、助成額:サービス提供者1回800円 5、利用者負担:通常理美容料金 6、H14年度実績 69回 利用実人員:86 事業経費:60,000円	国庫補助(3/4) 1、対象者:在宅の寝たきり又は身体障害により理容所、美容院に行けない人 要介護3以上に認定されている人 2、委託先:町内で理美容を営業し、町と本事業の実施契約を実施した事業者 3、内容:訪問による居宅での理美容サービス 4、助成額:サービス提供者1,500円 5、利用者負担:通常理美容料金 6、H14年度実績 利用実人員:2人、延べ4回 事業経費:6千円	国庫補助(3/4) 1、対象者:要介護3~5 2、委託先:町内の登録理美容サービス業者 3、内容:訪問による居宅での理美容サービス 4、助成額:業者へ交通費1,000円 利用者へ理美容代1,000円 5、H14年度実績 利用実人員:2人 事業経費:4,000円	国庫補助(3/4) 1、対象者:要介護3~5 2、委託先:町内の登録理美容サービス業者 3、内容:訪問による居宅での理美容サービス 4、助成額:業者へ交通費1,000円 利用者へ理美容代1,000円 5、H14年度実績 利用実人員:2人 事業経費:4,000円	

協定項目	高齢者福祉	関係項目	
調整方針・調整内容	6 在宅老人短期入所事業については、若柳町の例により合併時までに調整する。ただし、委託先及び利用者負担金については合併時までに調整する。 7 紙オムツ給付事業については、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、対象年齢については40歳以上とする。 8 老人日常生活用具給付事業については、築館町の例により合併時までに調整する。		

協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村
6 在宅老人短期入所事業	1、対象:おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立していないなど、社会的適応が困難な者及び一時的に体調が不良な状態に陥ったものとする。ただし、要介護認定において自立と判定された者とする。 また、自立と判定されたものの社会的理由によりやむをえない場合。 2、申請方法:本人・家族等の申請による 3、内容:日常生活に対する指導・支援を行い、基本的生活習慣の確率が図られるよう支援し要介護状態への進行を予防する。 4、委託先:養護老人ホーム「宮城県借楽園」、やむをえない場合については、特養ホ-ム「いちようの里」 5、利用者負担金:食料費実費相当額、やむをえない場合1日2500円 6、委託料:委託契約は未締結。やむを得ない場合の委託料は、7,250円 7、H14年度実績:0件	1、対象:おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立していないなど、社会的適応が困難な者及び一時的に体調が不良な状態に陥ったものとする。ただし、要介護認定において自立と判定された者とする。 2、申請方法:本人・家族等の申請による 3、内容:日常生活に対する指導・支援を行い、基本的生活習慣の確率が図られるよう支援し要介護状態への進行を予防する。 4、委託先:養護老人ホーム「宮城県借楽園」 5、利用者負担金:利用料380円+食料費実費 6、委託料:3,430円/日 7、H14年度実績:1件年間627,690円	1、対象:おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立していないなど、社会的適応が困難な者及び一時的に体調が不良な状態に陥ったものとする。ただし、要介護認定において自立と判定された者とする。 2、申請方法:本人・家族等の申請による 3、内容:日常生活に対する指導・支援を行い、基本的生活習慣の確率が図られるよう支援し要介護状態への進行を予防する。 4、委託先:養護老人ホーム「宮城県借楽園」 5、利用者負担金:利用料380円+食料費実費 6、委託料:1日 3,810円 7、H14年度実績:1件280,540円	1、対象:おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立していないなど、社会的適応が困難な者及び一時的に体調が不良な状態に陥ったものとする。ただし、要介護認定において自立と判定された者とする。 2、申請方法:本人・家族等の申請による 3、内容:日常生活に対する指導・支援を行い、基本的生活習慣の確率が図られるよう支援し要介護状態への進行を予防する。 4、委託先:養護老人ホ-ム・特別養護老人ホ-ム 5、利用者負担金:1,730円~2,250円 6、委託料:補正対応 7、H14年度実績:0件	なし	1、対象者:要介護認定は受けていないものの、緊急的に(社会的な事由による)施設利用が必要な者とする。 2、申請方法:家族が保健センターに申請書を提出 3、内容:特別養護老人ホーム等のショートステイ専用ベッドを利用する 4、委託先:契約を締結している特別養護老人ホーム、民間宅老所 5、利用者負担金:1割負担+食料実費相当負担額 6、委託料:1日あたり5,000円~7,000円 7、平成14年度実績:3件90,000円	1、対象者:65歳以上のもの(65歳未満であっても初老期痴呆に該当する者も含む) (1)身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障がある者 (2)常時介護を必要とするもの 2、申請方法:対象者又は養護者が、役場に申請書を提出 3、内容:養護老人ホームのショートステイ専用ベッド又は、空きベッドを利用して実施 利用要件:社会的理由(疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加) 私的理由(社会的理由以外の理由) 4、委託先:養護老人ホーム「宮城県借楽園」 5、利用者負担金:利用料380円+食料費実費 6、委託料:1日3,810円 7、H14年度実績:0件	1、対象者:65歳以上の要介護老人(65歳未満であって初老期痴呆に該当する者を含む)及び身体障害者であって、身体上又は精神上の著しい障害があるため、常時の介護を必要とする者又は日常生活を営むのに支障があるものとする。 ア やむを得ない事由により、介護保険による短期入所生活介護を利用することが著しく困難である者 イ 介護保険制度により自立と判定を受けた者 2、申請方法:本人または家族等により申請書を町役場に提出 3、内容:特別養護老人ホームのショートステイ用ベッドを利用して実施 利用要件:社会的理由(疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加) 私的理由(社会的理由以外の理由) 4、委託先:特別養護老人ホーム 千葉福寿園 5、利用者負担金:797円/回 6、委託料:1日当たり 7,970円 7、平成14年度実績:0件	なし	
7 紙オムツ給付事業	1、対象者:65歳以上要介護・支援状態にある在宅高齢者でおむつ等が必要な者(住民税世帯非課税) 2、支給方法:支給対象者に給付券を発行し、町内指定業者より購入 3、給付内容:要介護4、5の方月額5,000円×3カ月分/年4回 要介護1・2・3、要支援の方月額2,000円×3カ月分/年4回 4、H14実績:実人員 5人 183,871円	1、対象者:65歳以上で要介護認定を受けている在宅者であって、課税額が所得税50万円未満の世帯 2、支給方法:支給対象者に給付券を発行し、町内指定業者より購入 3、給付内容:月額3,000円×3,5,4月分/年3回 4、H14実績:73人 2,870,000円	1、対象者:要介護4、5に認定され、常時失禁状態での在宅の寝たきり又は痴呆の状態にある人で住民税非課税世帯の者 2、支給方法:該当者に引換券を交付し、町内の取扱店で介護用品と引き換える 3、給付内容:月額5,000円×3月分/年4回 4、H14実績:平均32人 2,146,744円	1、対象者:40歳以上で要介護度4・5の在宅者 2、支給方法:支給対象者に給付券を発行し、町内指定業者より購入 3、給付内容:月額5,000円×1月分/年12回 4、H14実績:述べ233人 1,052,355円	1、対象者:40歳以上で要介護度3・4・5の在宅者 2、支給方法:支給対象者に給付券を発行し、町内指定業者より購入 3、給付内容:月額3,000円×3月分/年4回 4、H14実績:63人 2,328,000円	1、対象者:要介護3以上の者又は痴呆状態にある者 2、支給方法:現金補助 3、金額:月額4,500円 4、H14実績:30人 1,116,000円	1、対象者:65歳以上で在宅者 2、支給方法:介護用品引換券を交付し、社協で交換 3、給付内容:対象者要介護4以上の者で市町村民税非課税世帯月額5,000円を毎月上記以外の者月額3,000円を毎月 4、H14実績:60人 2,207,000円	1、対象者:概ね65歳以上の在宅寝たきり・痴呆症等の者、40歳以上64歳以下で身体障害者、知的障害者 2、支給方法:支給対象者に対して、オムツ給付券を交付 3、給付内容:月額3,000円 4、H14実績:102人 2,496,000円	1、対象者:65歳以上で要介護度4・5の寝たきり老人生計中心者が所得税非課税 常時失禁状態の者 2、支給方法:現物支給 3、給付内容:3ヶ月分/年4回 4、H14実績:実人数37人 延べ109人 1,182,351円	1、対象者:要支援以上の高齢者を在宅で介護している家庭で、住民税非課税世帯 花山村に住所を有する常時失禁状態の高齢者 2、支給方法:支給対象者に現物給付 3、給付内容:年4回(金額は品物により異なる) 4、H14実績:4人142,400円
8 老人日常生活用具給付等事業	種目:電磁調理器、火災警報器、自動消火器 1、利用者負担金:国の要綱に準じる。 2、H14年度事業実績:なし	種目:電磁調理器、火災警報器、自動消火器、老人福祉電話 1、利用者負担金:国の要綱に準じる。 2、H14年度事業実績:なし	種目:電磁調理器、火災警報器、自動消火器、老人福祉電話 1、利用者負担金:国の要綱に準じる。 2、H14年度事業実績:なし	種目:電磁調理器、火災警報器、自動消火器、老人福祉電話 1、利用者負担金:国の要綱に準じる。 2、H14年度事業実績:なし	種目:電磁調理器、火災警報器、自動消火器、老人福祉電話 1、利用者負担金:国の要綱に準じる。 2、H14年度事業実績:なし	なし	なし	種目:電磁調理器、火災警報器、自動消火器 1、利用者負担金:国の要綱に準じる。 2、H14年度事業実績:なし	なし	種目:給付・電磁調理器、火災警報器、自動消火器 1、利用者負担金:国の要綱に準じる。 2、H14年度事業実績:なし

協定項目	高齢者福祉	関係項目	
調整方針・調整内容	9 緊急通報システム事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 10 徘徊高齢者家族支援事業については、栗駒町の例により合併時までに調整する。 11 家族介護慰労金支給事業については、若柳町の例により合併時までに調整する。 12 在宅介護支援センター業務の基幹型については、合併時までに1ヶ所にし、他は地域型とする。地域型については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 13 居宅介護支援事業については、廃止の方向で合併時までに調整する。		

協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村
9 緊急通報システム事業	1、対象者:おおむね65歳以上のひとり暮らし老人又は高齢者のみ世帯 2、本人・家族等の申請による 3、設置台数:40台 4、委託先:東日本電信電話宮城支部 5、事業費:876,877円 6、利用者負担:なし 7、H14年度実績 実利用者:35人	1、対象者:ひとり暮らしの高齢者で病弱な方 2、本人・家族等の申請による 3、設置台数:34台 4、委託先:東日本電信電話宮城支部 5、事業費:1,870,932円 6、利用者負担:なし 7、H14年度実績 実利用者:34人	1、対象者:在宅の概ね65歳以上の病弱な一人暮らし高齢者 2、本人・家族等の申請による 3、設置台数:29台 4、委託先:東日本電信電話宮城支部 5、事業費:734,850円 6、利用者負担:なし 7、H14年度実績 実利用者:29人	1、対象者:おおむね65歳以上のひとり暮らしで安否確認が必要な高齢者 2、本人・家族等の申請による 3、設置台数:11台 4、委託先:東日本電信電話宮城支部 5、事業費:183,078円 6、利用者負担:なし 7、H14年度実績 実利用者:9人	1、対象者:おおむね65歳以上のひとり暮らし老人又は高齢者のみ世帯 2、本人・家族等の申請による 3、設置台数:16台 4、委託先:東日本電信電話宮城支部 5、事業費:1,168,294円 6、利用者負担:なし 7、H14年度実績 実利用者:22人	1、対象者:おおむね65歳以上のひとり暮らし老人又は高齢者のみ世帯 2、本人・家族等の申請による 3、設置台数:16台 4、委託先:東日本電信電話(株) 5、事業費:546,673円 6、利用者負担:なし 7、H14年度実績 実利用者:22人	1、対象者:おおむね65歳以上のひとり暮らし老人又は高齢者のみ世帯 2、本人・家族等の申請による 3、設置台数:12台 4、委託先:東日本電信電話宮城支部 5、事業費:526,933円 6、利用者負担:なし 7、H14年度実績 実利用者:13人	1、対象者:おおむね65歳以上のひとり暮らし老人又は高齢者のみ世帯 2、本人・家族等の申請による 3、設置台数:22台 4、委託先:東日本電信電話宮城支部 5、事業費:977,997円 6、利用者負担:なし 7、H14年度実績 実利用者:25人	1、対象者:おおむね65歳以上のひとり暮らし老人又は高齢者のみ世帯 2、本人・家族等の申請による 3、設置台数:15台 4、委託先:東日本電信電話宮城支部 5、事業費:409,562円 6、利用者負担:なし 7、H14年度実績 実利用者:15人	1、対象者:おおむね65歳以上のひとり暮らし老人又は高齢者のみ世帯 2、本人・家族等の申請による 3、設置台数:17台 4、委託先:東日本電信電話宮城支部 5、事業費:372,534円 6、利用者負担:なし 7、H14年度実績 実利用者:14人
10 徘徊高齢者家族支援事業	なし	なし	徘徊の見える痴呆性的高齢者を介護する家族に探索システムの端末機を貸与。新規加入時助成:1件7,000円(国庫補助3/4)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
11 家族介護慰労金支給事業	なし	若柳町家族介護慰労金支給要綱 1、対象者:要介護4以上の町民税非課税世帯で介護保険のサ-ビスを過去1年間利用しなかった者 2、介護者による申請 3、支給額 100,000円 4、支給方法:年一回 5、H14年度実績 支給者:0名 支給総額:0円	栗駒町家族介護慰労金支給要綱 1、対象者:要介護4以上の町民税非課税世帯で介護保険のサ-ビスを過去1年間利用しなかった者 2、介護者による申請 3、支給額 100,000円 4、支給方法:年一回 5、H14年度実績 支給者:0名 支給総額:0円	高清水町家族介護慰労金支給要綱 1、対象者:要介護4以上の町民税非課税世帯で介護保険のサ-ビスを過去1年間利用しなかった者 2、介護者による申請 3、支給額 100,000円 4、支給方法:年一回 5、H14年度実績 支給者:0名 支給総額:0円	一迫町家族介護慰労金支給要綱 1、対象者:要介護4以上の町民税非課税世帯で介護保険のサ-ビスを過去1年間利用しなかった者 2、介護者による申請 3、支給額 100,000円 4、支給方法:年一回 5、H14年度実績 支給者:0名 支給総額:0円	瀬峰町家族介護者慰労金支給要綱 1、対象者:要介護4・5の認定者を過去1年家族のみで在宅介護をした者 2、介護者による申請 3、支給額 100,000円/年 4、支給方法:3月支給 5、H14年度実績 支給者:0名 支給総額:0円	鷲沢町家族介護者慰労金支給要綱 1、対象者:要介護4・5の認定者を過去1年家族のみで在宅介護をした者 2、介護者による申請 3、支給額 100,000円/年 4、支給方法:3月支給 5、H14年度実績 支給者:0名 支給総額:0円	金成町家族介護者慰労金支給要綱 1、対象者:要介護4・5の認定者を過去1年家族のみで在宅介護をした者 2、介護者による申請 3、支給額 100,000円/年 4、支給方法:3月支給 5、H14年度実績 支給者:0名 支給総額:0円	志波姫町家族介護者慰労事業実施要綱 1、対象者:要介護4・5の認定者を過去1年家族のみで在宅介護をした者(市町村民税非課税世帯) 2、介護者による申請 3、支給額 100,000円/年 4、支給方法:3月支給 5、H14年度実績 支給者:0名 支給総額:0円	花山村家族介護者慰労金支給要綱 1、対象者:要介護4・5の認定者を過去1年家族のみで在宅介護をした者 2、介護者による申請 3、支給額 100,000円/年 4、支給方法:3月支給 5、H14年度実績 支給者:0名 支給総額:0円
	なし	なし	なし	なし	なし	瀬峰町在宅寝たきり老人等介護支援金支給要綱 1、対象者:65歳以上で、6ヶ月以上居住し、3ヶ月以上継続して介護を受けている高齢者の介護者 2、介護者による申請 3、支給額 5,000円/月 4、支給方法:9月3月支給 5、H14年度実績 支給者:20名 支給総額:1,060,000円	なし	なし	なし	花山村在宅寝たきり老人等介護支援金支給要綱 1、対象者:65歳以上で、6ヶ月以上居住し、3ヶ月以上継続して介護を受けている高齢者の介護者 2、介護者による申請 3、支給額 5,000円/月 4、支給方法:7月10月4月支給 5、H14年度実績 支給者:14名 支給総額:595,000円
12 在宅介護支援センター業務	1、在宅介護支援センター 地域型1ヶ所委託 2、委託先:社会福祉法人 迫川会 3、委託料:H14年度 5,238,064円 4、H15年度事業経費: 5,490,000円	1、在宅介護支援センター 基幹型・地域型1ヶ所直営 2、委託先:なし 3、委託料:なし 4、H15年度事業経費: 18,369,000円	1、在宅介護支援センター 地域型1ヶ所委託 2、委託先:社会福祉法人 峰壽会 3、委託料:H14年度 5,125,749円 4、H15年度事業経費: 6,555,000円	1、在宅介護支援センター 地域型1ヶ所直営 2、委託先:なし 3、委託料:なし 4、H15年度事業経費: 2,936,000円	1、在宅介護支援センター 基幹型・地域型1ヶ所委託 2、委託先:特別養護老人ホーム山王 3、委託料:H14年度 12,258,000円 4、H15年度事業経費: 10,765,000円	1、在宅介護支援センター 地域型1ヶ所直営 2、委託先:なし 3、委託料:なし 4、H15年度事業経費: 7,197,479円	1、在宅介護支援センター 地域型1ヶ所委託 2、委託先:鷲沢町社会福祉協議会 3、委託料:H14年度 9,226,000円 4、H15年度事業経費: 9,369,000円	1、在宅介護支援センター 基幹型・地域型1ヶ所直営 2、委託先:介護老人保健施設 エスタ 3、委託料:H15年度 2,767,000円 4、H15年度事業経費: 18,790,000円	1、在宅介護支援センター 基幹型・地域型1ヶ所委託 2、委託先:社会福祉法人 千葉福祉会 3、委託料:H14年度 11,284,000円 4、H15年度事業経費: 10,110,000円	1、在宅介護支援センター 地域型1ヶ所委託 2、委託先:花山村社会福祉協議会 3、委託料:H14年度 4,607,940円 (人件費 8,480,062円) 4、H15年度事業経費: 9,675,000円
13 居宅介護支援事業	なし	なし (若柳町国保病院で実施)	なし	1、事業者:町 2、事業所の場所:保健福祉センター 3、ケアマネージャー数:2名 4、H14年度ケアプラン作成: 実人数79名 延べ884名 5、H14年度ケアプラン作成収入 居宅介護支援計画 5,922,000円	なし	1、事業者:町 2、事業所の場所:保健福祉センター 3、ケアマネージャー数:3名 4、H14年度ケアプラン作成: 実人数65名 延べ766名 5、H14年度ケアプラン作成収入 居宅介護支援計画 5,405,100円	1、事業者:町(委託先 鷲沢町社会福祉協議会) 2、事業所の場所:在宅介護支援センター 3、ケアマネージャー数:2名 4、14年度ケアプラン作成: 延べ627名 実人数65名 5、H14年度ケアプラン作成収入 居宅介護支援計画 4,880,200円	(休止中)	1、事業者:町(委託先 千葉福祉会) 2、事業所の場所:在宅介護支援センター 3、ケアマネージャー数:2名 4、14年度ケアプラン作成: 延べ1,432名 実人数128名 5、H14年度ケアプラン作成収入(委託料) 居宅介護支援計画 10,891,900円	(休止中)

協定項目	高齢者福祉	関係項目	
調整方針・調整内容	14 在宅老人デイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

14 在宅老人デイサービス事業	(法人等で実施)	(法人等で実施)	(法人等で実施)	(法人等で実施)	(法人等で実施)	1、対象者：介護保険認定者 2、申請：本人・家族等の申請による 3、内容：介護保険事業者として運営 4、委託先：瀬峰町社会福祉協議会 5、利用者負担金：利用料の1割 6、委託料：45,890千円 7、H14年度実績：68人 延べ5,659人	1、対象者：介護保険認定者 2、申請：本人・家族等の申請による 3、内容：介護保険事業者として運営 4、委託先：鷺沢町社会福祉協議会 5、利用者負担金：利用料の1割 6、委託料：34,900千円 7、H14年度実績：50人 延べ 4,262人	1、対象者：介護保険認定者 2、申請：本人・家族等の申請による 3、内容：介護保険事業者として運営 4、委託先：金成町社会福祉協議会 5、利用者負担金：利用料の1割 6、委託料：31,710千円 7、H14年度実績：61人 延べ4,443人	(法人等で実施)	1、対象者：介護保険認定者 2、申請：本人・家族等の申請による 3、内容：介護保険事業者として運営 4、委託先：社会福祉協議会 5、利用者負担金：利用料の1割 6、委託料：23,406千円 7、H14年度実績：22人 延べ2,401人
-----------------	----------	----------	----------	----------	----------	---	--	---	----------	--

協議第 39 号

児童福祉事業について

児童福祉事業について、次のとおり提案する。

平成 15 年 12 月 25 日

栗原地域合併協議会
会長 菅原 郁夫

児童福祉事業について

- 1 児童館管理運営事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- 2 学童保育事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、未実施地区については新市において速やかに調整する。
- 3 出生祝金支給事業については、築館町の例により合併時まで調整する。ただし、出生祝金支給額については、一迫町の例により合併時まで調整する。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	児童福祉事業	関係項目	
調整方針・調整内容	<p>1 児童館管理運営事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 学童保育事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、未実施地区については新市において速やかに調整する。</p> <p>3 出生祝金支給事業については、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、出生祝金支給額については、一迫町の例により合併時までに調整する。</p>		

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 児童館管理運営事業	なし	なし	なし	1、児童館：1か所 2、上記における受託事業者： 高清水町社会福祉協議会 3、上記における独自事業： 放課後児童保育 預かり保育 4、専任職員数：社協1名 児童指導員数：臨時1名 5、H15委託料：5,867,000円	なし	なし	1、児童館：細倉児童館(休館) 2、上記における受託事業：なし 3、上記における独自事業：なし 4、専任職員数：0名 児童指導員数：0名	なし	1、児童館：志波姫町立児童館 2、上記における受託事業者： なし 3、上記における独自事業： ・学童クラブ ・子育て支援 ・自由来館児保育 ・母親クラブ 4、専任職員数：2名 児童指導員数：(専任職員と同一人2名) 5、H14事業費：11,560,000円	なし
2 学童保育事業	目的 原則として、おおむね小1～小3の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：杉の子児童クラブ 2、管理運営：築館町 3、対象児数：42人 4、指導員：3人(非常勤) 5、活動場所：築館小学校内 6、活動日時： 平日 12:30～18:30、 長期休業期間中：8:00～18:30 7、利用料：月額 3,000円 平成15年度より土曜日は開設していない。 8、H14事業実績：2,192,000円	目的 原則として、おおむね小1～小3の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：若柳町放課後児童クラブ 2、管理運営：若柳町(委託先：若柳町社会福祉協議会) 3、対象児数：平成14年度：29名 4、指導員：社会福祉協議会から雇用された2名の指導員が常時勤務 5、活動場所：若柳小学校内 6、活動日時： 平日(月～金) 放課後～18:00、 土日祝日なし、 長期休業日(月～金) 8:00～18:00 7、利用料：月額6,200円/人(育成費・おやつ・文具等) 8、H15委託料：786,000円	なし	目的 原則として、おおむね小1～小3の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：児童クラブ(町単事業) 2、管理運営：社会福祉協議会(H15年から委託) 3、対象児数：51名 4、指導員：社協1名 児童指導員：臨時1名 5、活動場所：高清水町児童館 6、活動日時： 平日：下校時～17:15 長期休み及び休校日： 8:15～17:15 7、利用料：無し 8、H15事業費：児童館事業を含む	(参考 類似事業) (公民館児童室) 1.目的 小学校低学年児童に対して、豊かな心情と主体性・社会性を養うことを目的に、地域全体で健全な育成を図るとともに、特色(地域に合った)集団生活の場を提供す 2.実施状況 町内4小学校に通学する低学年(1年～3年)の児童を対象に、平日は放課後から午後6時まで、土曜日及び長期休業期間は午前8時から午後6時まで学区別に児童室を開催する。 開催場所 各公民館等公共施設 開催回数 185回前後 3.体制 教諭・保育士・子育て経験者等の児童室指導員 7名 社会教育指導員 1名 4.実績 平成14年4月22日～平成15年3月26日までのおおよそ180日 4地区児童室 年間計16,369人	目的 原則として、おおむね小1～小3の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：放課後児童クラブ 2、管理運営：瀬峰町 3、対象児数：20名 4、指導員：5名(交替制) 5、活動場所：小学校空教室 6、活動日時： 平日：13:00～18:30、土曜日及び長期休みは8:00～18:30 7、利用料：2,000円 8、H14事業実績：4,224,888円	目的 原則として、おおむね小1～小3の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：放課後児童クラブ 2、管理運営：鶯沢町(社会福祉協議会に委託) 3、対象児数：14名 4、指導員：4名 5、活動場所：鶯沢小学校空き教室 6、活動日時： 平日(月～金)放課後～18:00(冬期は17:30)、土曜日8:00～19:00(冬期は17:30)、日祝祭日はなし、学校休業日(振替休日等)8:00～18:00、長期休業日(夏期)8:00～18:00、長期休業日(冬期)8:30～17:30 7、利用料 利用料 3,000円/人 おやつ代等 1,500円/人 保険料 年2,000円/人 8、H14事業実績：2,191,722円	なし	目的 原則として、おおむね小1～小3の昼間保護者の居ない家庭の児童および健全育成の必要な児童。 1、名称：学童クラブ 2、管理運営：志波姫町 3、対象児数：30名 4、指導員：2名(うち臨時1名) 5、活動場所：志波姫町立児童館 6、活動日時： 平日・土・長期休業も保育有、7:45～18:00 7、利用料：おやつ・教材費として月2,000円 8、H14事業費：児童館事業を含む	なし
3 出生祝金支給事業	1、支給者： 引き続き3年以上町内に住所を有し、第3子以降の子を出生した者に支給。 また、該当児童が小学校に入学した際、祝金を支給。 2、出生祝金支給額： (1)第1子 なし (2)第2子 なし (3)第3子以降 30万円 3、入学祝金支給額： (1)第1子 なし (2)第2子 なし (3)第3子以降 10万円 4、H14事業実績 出生祝金：17件 510万円 入学祝金：-件 -万円	なし	なし	なし	1、支給者： 引き続き3ヵ月以上町内に住所を有し、二人以上の児童を扶養しており第3子出生から支援 2、出生祝金支給額： (1)第1子 なし (2)第2子 なし (3)第3子 10万円 (4)第4子 20万円 (5)第5子以降 30万円 3、入学祝金支給額： なし 4、H14事業実績 出生祝金：3子 6件 60万円 出生祝金：4子 2件 40万円 出生祝金：5子 -件 -万円	1、支給者： 引き続き6ヵ月以上町内に住所を有し、町内に住所を有する母親又は保護者 2、出生祝金支給額： (1)第1子 10万円 (2)第2子 12万円 (3)第3子 15万円 3、入学祝金支給額： なし 4、H14事業実績 出生祝金：1子 20件 200万円 出生祝金：2子 16件 192万円 出生祝金：3子 5件 75万円	1、支給対象者： 誕生日以前に引き続き3ヶ月以上町内に住所を有する保護者等 2、出生祝金支給額： 第1子 3万円 第2子 3万円 第3子以上 5万円 3、入学祝金支給額： なし 4、H14事業実績 出生祝金：1・2子 17件 51万円 出生祝金：3子 2件 10万円	なし	なし	なし

協議第40号

新市建設計画（第4章 建設計画 第5章 公共的施設の適正配置と整備）について

新市建設計画（第4章 建設計画 第5章 公共的施設の適正配置と整備）について、次のとおり提案する。

平成15年12月25日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

平成 年 月 日確認

第4章 建設計画

1 新市将来像の実現に向けての主要事業

(1) 自然環境・定住環境分野 - 豊かな自然環境に抱かれた定住のまち -

1. 住みたいと思う生活環境づくり

新市の豊かな自然環境を活かし、快適でゆとりのある生活環境の創造に努めます。安全で安心のできる生活環境、快適で利便性の高い生活環境の整備に努め、誰もが「住んでみたい」と思うまちづくりを目指します。

安全快適な住環境の形成

地域特性に配慮した望ましい住環境の形成のため、住宅地の整備と生活環境整備の促進に努めます。

また、災害等に強い安全で住みよい生活のため、防災対策の推進、消防体制の充実や防犯対策の強化に努めます。

さらには、交通安全対策の推進のため、歩行者・自転車用道の設置や子ども、高齢者などにやさしい歩道空間づくりに努めます。

若年層の定住化促進

雇用環境の改善や雇用機会の創出と、住宅の整備などの住環境施策を推進し、さらには、若者相互の交流機会の場の創出や活動支援、余暇環境の整備など、若者が生き活きと活動できる環境を整備し、職・住・遊の充実を図った総合的な若者定住環境の整備を促進します。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
安全快適な住環境の形成	住環境の整備	地域の特性を踏まえた自然環境豊かで計画的な住宅地の造成・整備促進 公営住宅（若者向けや高齢者向け等）の整備 くりこま高原駅周辺開発整備 上水道・下水道の整備 UJI ¹ ターン者を対象にした住環境の整備促進

- 1 / Uターン 地方から大都市圏へ就業や進学した人が故郷に戻って定住すること。
Jターン 大都市圏と故郷の中間地点の地方都市に戻ることに。
Iターン 大都市圏に生まれ育った人がより良い生活環境を求めて地方へ移住すること。

施策の方針	事業名	事業概要
安全快適な住環境の形成	防犯・防災体制の強化	地域防災計画の策定 防災センター・通信設備の整備 消防分署等庁舎整備 地域防災行政無線の整備 消防車両、高規格救急車及び消防施設の整備 防災に対する意識啓発運動の推進 防災対策組織等ネットワークの構築 治山治水事業の推進 公共施設や橋りょう等の耐震診断と補強整備の充実 個人等住宅耐震診断の支援 自主防災組織活動の支援 避難所、避難路の確保充実 防犯灯（街路灯）の整備 地域防犯体制の強化と防犯協会との連携
	歩行者・自転車のための道路空間形成	歩行者・自転車用道の整備促進 カーブミラーや案内・注意標識などの交通安全施設の充実 通学路の安全確保対策の充実 歩行者優先道路の検討
若年層の定住化促進	雇用環境の改善	企業や関係機関の連携による雇用創出 就職支援体制の強化 ハローワークなどとの連携による雇用に関する情報の提供 サテライトオフィス ¹ やSOHO ² の支援 ベンチャー企業 ³ の支援
	余暇環境の整備	商店や娯楽施設等の集積促進 芸術・文化・スポーツ等の施設機能の充実 イベントや交流機会の場の創出

1 / サテライトオフィス 市街地に置かれた本社を中心に衛星（サテライト）のように、周辺の住宅地に設けた小さな分散型のオフィスのこと。

2 / SOHO スモールオフィス・ホームオフィスの略。一般的には自宅を仕事場にして、情報通信ネットワークを利用して業務を行うワークスタイルのこと。

3 / ベンチャー企業 一般に独自の技術やノウハウを持ち、起業家精神に富んだ経営者が主導する、成長性の高い、独立型中堅・中小企業のこと。

2. 交通利便性、生活利便性の高いまちづくり

これまで以上に利便性を高めるため、幹線道路と生活道路の体系的な（ネットワーク化）整備を行います。さらに整備にあたっては、自然景観などに配慮した整備や、歩道の整備、バリアフリー化など、人にやさしい安全で安心な道路の整備に努めます。

総合的な交通体系の整備

東北縦貫自動車道のインターチェンジや東北新幹線くりこま高原駅などの高速交通網へのアクセス改善を図ります。

また、みやぎ県北高速幹線道路（主要地方道 築館登米線）をはじめとする、隣接地域への広域交流交通網の整備を図るとともに、幹線道路の早急な整備を国・県へ要望し、早期の整備を促進します。

さらには、市民生活に密着した利便性の高い生活道路網の整備を図るとともに、交通基盤の機能・利便性を向上させ、総合的な交通体系の改善を図ります。

公共交通機関は、通勤・通学、通院等の市民の足として、運行サービスの充実と利便性の向上を図りながら、新しい運行形態の公共交通を調査研究していきます。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
総合的な交通体系の整備	高速交通網のアクセス向上	アクセス路の整備促進 幹線道路のネットワーク化の整備促進
	公共交通機関の利便性の向上	乗合交通事業（タクシーによる予約型運行）の調査研究 住民バス運行事業の充実 公共交通機関の乗り継ぎ改善 利用者ニーズにあったバス路線の見直し
	広域交流交通網の整備	広域交流のための交通網の整備促進
	生活道路網の整備	生活道路の計画的整備充実 防雪、除雪体制の強化 美しい道路景観の形成維持

3. 自然に対する負荷の少ない資源循環型社会のまちづくり

新市の豊かな自然環境を、将来にわたり維持・保全していくためにも、身近な日常生活から環境負荷の低減に努めるとともに、住民と行政の協働による資源循環型社会づくりに取り組んでいきます。

新エネルギー等の導入

地域の自然環境保全と資源循環型社会を実現するため、バイオエナジータウン構想を中心に、自然エネルギー利用の可能性やバイオマスエネルギー源の利用の可能性を検討し、新エネルギー導入を促進します。

環境負荷の軽減

エコタウンプランを全体的視野から再検討し、ごみのリサイクルシステムの構築や環境負荷を軽減するゼロ・エミッション化に向けた資源循環型社会の形成を目指します。

また、地球にやさしい省エネルギー型社会を構築するために、社会全体での省エネルギーやリサイクルなど、地域住民が環境に対する意識・啓発を高めるための環境教育を推進します。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
新エネルギー等の導入	自然エネルギー導入の促進	新エネルギービジョンの策定 自然エネルギー ¹ 導入の検討や支援
	地域内廃棄物のエネルギー化促進	バイオマス発電の導入検討
環境負荷の軽減	ごみリサイクルシステムの構築	資源リサイクル家畜環境総合整備事業 ² エコタウンプランの推進 リサイクル活動の推進 資源循環型社会形成の意識啓発 リサイクルプラザ ³ の整備検討
	ゼロ・エミッション化の推進	ごみ減量化、資源化の促進 地域企業との連携による産業廃棄物減量化の促進
	省エネルギー社会の推進	低公害車の導入推奨 省エネルギー社会への意識啓発
	環境教育の推進	地域、学校等での学習機会の拡大 伊豆沼・内沼の環境保全 不法投棄等の見回り強化 緑化推進事業の充実

1 / 自然エネルギー 太陽エネルギー、地熱、風力、潮力など自然現象から得られるエネルギーのこと。

2 / 資源リサイクル家畜環境総合整備事業
家畜排せつ物を有機質肥料とし、農業の持続的発展に資する土づくりに活用し、資源の有効利用を促進するための堆肥処理施設建設。

3 / リサイクルプラザ 不燃ごみ、粗大ごみの中間処理だけでなくごみの中からの再生、展示やごみ処理の啓発を併せ持ったリサイクルのための総合施設。

(2) 生活支援分野 - 健康でいきいき、ほのぼのしたまち -

1. 子どもの声が聞こえるまちづくり

新市の将来を担う子どもは地域にとって、かけがえのない宝です。親が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、子ども達も安心して遊べ、成長できる環境の形成を目指します。また、子ども同士が交流し、外で元気に遊べるまちづくりに努めます。

子育て支援・交流の充実

子どもを安心して産み育てることのできる支援体制を図るとともに、子育てに関する悩みなどを相談できる機能を強化し、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを進めます。

また、多様な保育ニーズに応えるため施設整備を行い、保育体制を充実します。

さらに、子ども同士が交流できるネットワークを構築し、子ども達が安心して遊べる安全な遊び場の確保を目指します。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
子育て支援・交流の充実	保育体制の充実	新生児産婦訪問や乳幼児検診の充実 幼保一元化の推進 保育所・幼稚園の整備 学童保育の充実 特別保育 ¹ の充実
	安全な遊び場の確保	交通環境や防犯を考慮した遊び場の整備促進
	子育てネットワークの構築	児童館の整備促進 子育て支援センター等の整備促進 子育て情報のネットワーク構築

1 / 特別保育 低年齢児保育、延長保育、一時保育、休日保育などのこと。

2. 子どもと高齢者が一緒になって遊べるまちづくり

子どもにとって高齢者は、長い人生経験の中で培われた経験と知識を持っている地域の先生であり、高齢者との交流は豊かな人間性を育みます。そうした経験や知識を資源として、これからの子どもの育成や地域づくり、まちづくりに有効に活かせるよう、できるだけ多くの機会創出により活動を促進します。

地域・世代間交流の推進

地域の活性化を図るため、そこに住む住民の活力ある活動や地域あるいは世代を超えた住民同士の触れ合う交流機会を創出し、住民相互の連帯意識を高めるとともに、自主的で多様なコミュニティ活動を推進します。

また、高齢者の社会参加を促進するため、活動の場を創出できる環境整備をするとともに、子どもと高齢者の交流を促進します。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
地域・世代間交流の推進	ふれあい交流の推進	地域コミュニティの活性化促進 世代間交流の支援、促進 地域イベント等の支援
	高齢者の生きがい活動支援	生涯学習の機会拡大 高齢者の社会参画支援 子どもと高齢者の交流促進 シルバー人材センターの充実 地域人材バンク等の整備

3. 高齢者や障害者が生きがいを持てるまちづくり

高齢者や障害者が、家庭や地域の中で安心して、生きがいのある暮らしができるよう、各種サービスの充実を進めるとともに、福祉社会の実現に向けて福祉の意識の高揚と支援体制の整備に努めます。

また、社会参加を促進するため、各種活動への参加の機会を拡充するとともに、自立に向けた支援、雇用対策などの環境整備を充実します。

総合的な福祉の推進

各種制度の適切かつ円滑な運用を図るため、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、福祉活動の拠点となる福祉施設整備の充実を図ります。

また、福祉社会の発展を目指すため、住民の意識の啓発、関係機関・団体等の連携強化を図りながら、ボランティア活動などの住民の社会参加を促進し地域で支えあう福祉体制の充実、総合的な福祉の推進を図ります。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
総合的な福祉の推進	在宅福祉の充実	在宅介護支援と相談業務の充実 介護教室の開催 家族介護者ネットワークの充実 ホームヘルプサービスの充実 デイサービスの充実
	福祉施設の充実	老人福祉施設の整備の推進 障害者福祉施設の整備の推進 ボランティア団体の育成と支援 社会福祉相談体制の強化
	社会参加の促進	障害者の各種支援事業の充実 社会参画の支援体制強化 自立支援サービスの充実

4. 住民全員が健康で元気なまちづくり

住民だれもが毎日を健康でいきいきと暮らせるよう、地域を中心としたふれあいと住民参加による健康づくり活動やスポーツ・レクリエーションの充実を図ります。

また、住民の健康を支える環境整備と、関係機関相互の保健・医療・福祉ネットワークの構築を図ります。

健康づくりの推進

専門化する医療ニーズに対応した医療体制を確立するため、救急医療や高度な医療の充実に努めるとともに、高度情報ネットワークの整備より、連携強化を図りながらきめ細かい地域医療のサービスの提供に努めます。

また、住民の健康維持のため、予防医療の充実に努めるとともに、専門職の配置などにより健康づくり対策の充実を積極的に推進します。

さらには、住民がいきいきと活動するため、健康増進に寄与するスポーツ・レクリエーションを行える機会拡充を図ります。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
健康づくりの推進	医療体制の充実	病院・診療所整備 医療施設間の機能分担と連携 休日、夜間医療等、医療機能の強化 救急救命医療体制の充実 健康相談窓口など健康相談機能の充実
	予防医療の充実	保健・福祉センターの整備 各種検診体制の充実 各種予防接種の充実 健康づくり事業の充実 健康づくりの啓発
	スポーツ・レクリエーションの充実	生涯スポーツ団体の支援

5. 地域でお互いを支えあい、いきいきと活動するまちづくり

福祉、まちづくり、国際交流、生涯学習、災害復興支援など様々な分野において、行政がボランティア団体、NPOとのパートナーシップを構築するとともに、それらの団体の自主性を尊重しながら、その活動を総合的に支援していきます。

ボランティア・NPO活動の充実

地域ぐるみの住民相互による助け合い、支え合いなどの環境づくりを推進し、そのため、ボランティア団体・NPO等の育成・支援を行い、協働によるまちづくりを目指します。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
ボランティア・NPO活動の充実	ボランティア・NPOへの支援体制の整備	ボランティア団体、NPO団体への育成・支援活動拠点整備への支援

(3) 教育・文化振興分野 - 地域の特色を共有し、お互いの価値観を認め合うまち -

1. 情報・知識を共有化したネットワーク型まちづくり

近年の高度化した情報システムを最大限活かせるよう、情報教育の推進を図り、住民の誰もが、情報や知識を共有し、いつまでも「学ぶ」楽しみを感じられる地域づくりを図ります。また、これからの時代にふさわしい図書館の整備や地域情報拠点整備など、知識、情報の拠点整備に努めます。

情報・知識の共有

IT（情報通信技術）を最大限に活用した地域の情報拠点の整備と情報教育の推進を図り、総合的な情報提供サービスと多様なコミュニケーションの場を提供していきます。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
情報・知識の共有	図書館等、地域情報拠点の形成	図書館の整備と各図書室の連携強化 住民に身近な情報拠点設備の確保と整備 教育、文化施設のネットワーク化の促進
	情報教育の推進	IT講習会等の開催とパソコン配置充実

2. 多様な人々が交流し、相互理解を育てるまちづくり

地域社会、歴史文化、自然環境等と連携した特色ある学校教育を推進します。また、学校教育の一環として情報教育を行い、高度情報化社会に対応した人材育成を図ります。

広域的な情報の受発信を行い、首都圏をはじめ、あらゆる地域の人々と多様な交流を通じて、国際交流活動も推進していきます。

地域における女性の力が最大限生かせる環境づくりに努めます。また、性別に関わることなく、男女がその個性と能力を十分に発揮できる社会となるよう、その環境づくりに努めます。

学校教育の充実

豊かな人間形成と優れた人材育成のため、情報化、国際化時代に対応し、児童・生徒が優れた人間形成を図れるよう、教育内容の充実、学校給食の充実を図るなど、良好な教育環境の整備を推進します。

また、高校生などが大学の授業を体験し、多様な学習機会を得る連携事業を推進します。

生涯学習の充実

生涯学習は、これまでもその時代にあった住民ニーズに対応するよう施策が展開されてきましたが、今後はさらに、生涯学習に関する要望が多様化していくと考えられます。

これからは、地域の身近な自然や多様な文化に触れる地域学習をはじめ、これまで以上に住民と行政が協力し、住民ニーズが適切に施策に反映されるよう連携していく生涯学習を進めていきます。

国際交流の推進

国際交流関係団体との提携強化を図り、各種の国際交流事業等を積極的に推進していきます。

また、スポーツ、文化などの交流をととして海外の都市との交流関係を深め、交換留学の促進を図るなど、様々な人々との交流や異文化での生活体験により、語学を学ぶだけでなく、国際理解を深め、国際化に対応した人材の育成を図ります。

男女共同参画の環境づくり

まごころと思いをやりを重視しながら、家庭や学校、職場、地域のそれぞれが連携して男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習活動の推進を図ります。

また、女性の出産・育児、高齢者の介護負担が、職業的地位を不安定にしているだけでなく、女性の継続的な就業を困難なものにしています。

そのため、男女共同参画の理念のもとに、ともにゆとりをもてる生活ができるよう、環境づくりを推進します。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
学校教育の充実	教育環境の充実	計画的な学校施設整備の推進 学校給食センターの整備 コンピュータ教室等設備の充実 スクールバスの充実 教育施設耐震診断及び補強の推進 通学区域の見直し 情報通信教育の充実
	大学などの高等教育との連携強化	大学等高等教育機関との連携 高等専門学校の誘致推進
生涯学習の推進	学習機会の充実と体制強化	講演会や各種講座などの開催 ボランティア活動・体験活動事業の実施 社会教育団体等の育成支援とネットワーク化 地域総合型スポーツクラブ ¹ への支援

施策の方針	事業名	事業概要
生涯学習の推進	地域学習の推進	自然学習の推進 食農教育 ² の推進 他地域交流学習の推進
国際交流の推進	国際社会に向けた人材育成	交換留学など国際交流事業の推進 外国語指導助手（ALT）招致の推進 海外派遣事業の推進
男女共同参画の環境づくり	男女共同参画の推進	男女共同参画に関する情報・学習機会の提供 地域における女性の活動支援 男女平等な立場での地域社会参画

1 / 地域総合型スポーツクラブ いろんなスポーツ種目を子どもから高齢者まで、その人の楽しみ方や目的に応じて活動できるクラブのこと。

2 / 食農教育 食べ物について学んだり、実際に農業作業を体験し、生き物や農村の自然に触れ合うことによって、食や農業、環境の問題を身近に感じ、食べ物や農業の重要性を知るだけでなく、環境や健康について考える学習手法のこと。

3. 地域に根付いた芸能・文化のまちづくり

歴史と風土の中で育まれてきた伝統行事・芸能や伝統工芸技術などは、地域の文化を特徴づけるとともに、人々の生活に彩りと潤いを与えてきました。

そこで、地域の貴重な文化遺産などを継承し、地域への誇りと愛着を育むとともに、地域や分野を越えた新しいイベントや多様な交流を通して、新しい地域文化の創造に取り組んでいきます。

伝統・文化の継承と創造

地域の特色である伝統・文化を継承する担い手の育成や、伝統的な地域祭事を保護・振興するための支援を行い、地域文化活動の推進を図ります。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
伝統・文化の継承と創造	伝統・文化の担い手支援	伝統文化活動の支援 伝統文化後継者の育成支援 地域人材登録制度の導入
	地域祭事の支援	地域祭事の支援 観光産業と連携した祭事(イベント)の振興
	地域文化活動の推進	自然資源の保全や文化財保存修理事業の推進 史跡等活用事業の検討 郷土博物館等の整備検討 遺跡、埋蔵文化財発掘調査の促進 郷土芸能保存の支援 芸術展や美術展などの開催

(4) 地域産業振興分野 - みんなが生き生きと働く元気なまち -

1 . 栗原地域を支える産業づくり

地域活性化のため、足腰の強い地域産業の育成に努めます。新市は農業が大きな地域産業のひとつであり、今後とも生産基盤の強化を図り、安全・安心の農産物を生産していく体制づくりの支援や人材の育成に努めます。また、地域住民の生活利便性の確保からも、既存商店街の活性化を図り、魅力ある商業環境の形成を促進していきます。一方、地域の持つ自然環境を活かした一体的な観光産業の確立に努めます。

新たな生産システムの構築

安全で安心のできる高品質の農産物を安定的かつ大量に出荷できる産地体制を整備し、大消費地の卸売市場などに対応した有利な販売を進めます。

また、県内市場への出荷促進をはじめ、流通形態の改善や直売施設、地産地消など地域内流通の推進を図ります。

地域産業の充実

地域の基幹産業のひとつである水田農業をはじめ、園芸や畜産、漁業などの農林水産業の振興、商工業や観光の振興により地域経済の活性化を目指します。

そのため、住民と行政・産業界が一体となった取り組みによる産業基盤の整備促進や情報通信網の整備促進を行いながら、高速交通網の優位性を活かした産業の振興を図ります。

観光の活性化

新市の豊かな自然資源を活かした観光ルートはもとより、隣接地域と連携した新しい交流圏の形成をめざし、魅力ある交流を軸とした産業の展開、広域的な交流・発信のしくみづくりを図ります。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
新たな生産システムの構築	農業の企業化等雇用環境の改善	農業法人の設立支援 担い手の育成支援 園芸作物・畜産の振興による複合経営の推進 経営構造対策事業の推進
	農産品、加工品のブランド化	環境保全型農業の促進 付加価値の高い農産品生産の促進 安全・安心の農産品の生産支援 産学官連携による農業体制の構築
地域産業の充実	水田農業の振興	集落営農の推進 農業近代化施設の整備 農村振興総合対策事業の推進 農業用施設の整備 ほ場整備等農業基盤の整備 土地改良事業の推進 かんがい排水事業の推進
	園芸作物の振興	園芸産地拡大の推進 直売所のネットワーク化への支援
	畜産業の振興	生産者組織の育成・支援 家畜改良事業の促進 家畜排せつ物堆肥化施設整備への支援 地域内一貫経営の促進
	林業の振興	林道の整備 林産物の地域ブランド化の促進 森林保全のシステム確立 森林組合との連携強化 地域木材の公共施設建設等への活用促進 間伐材の有効活用促進
	漁業の振興	内水面の資源維持 外来種駆除の活動支援 漁業関係団体の支援
	商業の振興	既存商店街活性化事業の推進 商店街駐車場の整備の支援 商業地区の集約的整備の推進 空き店舗の活用促進支援 商工会との連携強化
	工業の振興	地元既存企業の支援 環境関連、情報関連の企業誘致の推進 工業団地整備の推進 起業家への支援システムの構築 企業間情報ネットワークの構築支援
観光の活性化	地域情報の発信促進	インターネットを活用した観光などの地域情報の発信強化 観光協会等との連携による全国へのPR強化

施策の方針	事業名	事業概要
観光の活性化	自然活用型・体験型の観光システムの整備	史跡、名勝、温泉など地域資源を活用したシステム整備 エコツーリズム ¹ 、グリーンツーリズム ² との連携
	観光基盤の強化	道の駅整備事業及び観光案内施設の整備 栗駒山麓施設整備事業の推進 隣接地域と連携した広域観光ルートの整備

1 / エコツーリズム 生態系や自然保護に配慮し、旅を通じて環境に対する理解を深めようという考え方。またそのような旅のしかた。

2 / グリーンツーリズム 都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

2. 第1次産業から第3次産業までの密接な連携による第6次産業づくり

産学官連携、異業種交流機能の充実・強化による地域産業の技術の高度化、新規分野への取り組みを促進します。また、地域の資源を活かした新産業の創出、育成を図り、併せてこれを支える技術力の強化、人材の育成、産学官交流・連携の促進への支援などソフト面の施策を展開します。

産業間等の連携強化

多様な分野への対応を図るための産学官の連携強化、生産から流通・販売までの一貫した生産体制を考慮した地域産業形成を推進し、生産力・販売力の強化を行い、地域特性を活かした新産業の創出を目指します。

都市部との連携交流

都市部との交流ネットワーク構築と、観光産業との連携も踏まえた農林業体験の機会創出を行い、また、アンテナショップ等の都市部へのPRの強化を推進していきます。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
産業間等の連携強化	産学官の連携強化	産学官連携による地域産業の共同研究
	生産から流通・販売までの地域産業形成	地産地消の促進 アグリビジネス ¹ の促進とネットワーク化
	地域特性を活かした新産業の創出	農業関係団体と連携したシステム構築 異業種交流の促進
都市部との連携交流	農林業体験の機会創出	グリーンツーリズムの推進 温泉施設や農家民宿・レストラン、その他施設と連携した観光ネットワークの整備
	アンテナショップ等PRの強化	都市部に向けての地域情報発信・PRの強化 新たな交流イベントの促進

1 / アグリビジネス 農業関連産業。農産物を生産しながら同時に加工・販売を行うこと。また、農業・農村が持つ多様な資源を活用したサービスを行うこと。

(5) 行政サービス・住民参画分野 - 住民と行政の協働のまち -

1. 行政への参加から協働によるまちづくり

これまでの行政サービスは行政から住民へ一方的になりがちであり、また、住民ニーズの多様化・高度化が進み、画一的なサービスでは対応しきれなくなってきました。

そのため、住民と行政が対等な立場で協力し合い、協働によるまちづくりを目指していく必要があります。

さらには、住民の行政への参画支援や、地域コミュニティの確立、支援を行い、住民とともにまちづくりを進めていきます。

住民参画の促進

まちづくりを住民と対話しながら協働して進める体制づくりを行うとともに、コミュニティ団体やボランティア団体、NPO団体への支援を行い、住民参画を促進し、新市の魅力的なまちづくりを行っていきます。

特に、ボランティア活動は、従来からの環境美化（清掃・リサイクル）活動などに加え、これからは少子高齢化の進展に伴う対人的な活動が重要視されてきます。このようなことから、地域に住むすべての人が気軽にボランティア活動に参加できる環境整備を推進し、幅広いボランティア活動につなげます。

コミュニティ支援

地域イベントやコミュニティ組織への支援を行い、住民自らが主体的に地域の課題解決に向けて取り組むことやコミュニティ活動の活性化へ取り組むことで、誰もが住みよい地域社会を形成していきます。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
住民参画の促進	協働体制の推進	協働の意識啓発と体制整備 広報広聴機能の充実による、わかりやすい市政の展開 地域のコミュニティ団体の活動支援及びネットワークの構築
	ボランティア・NPOへの支援	ボランティア団体、NPO団体の育成・支援体制の整備 活動拠点整備への支援
コミュニティ支援	地域イベントの促進	地域特性を活かした交流イベントの創設・支援
	コミュニティ組織への支援	コミュニティ組織の活性化支援

2. 高度情報化のまちづくり

新たな住民サービスへの取り組みとして、住民がインターネットから各種の行政サービスを受けることができる電子自治体への対応が必要になります。また、住民への行政の情報提供についても、従来の一方通行的なものではなく、双方向のコミュニケーションを確立できる方法への対応が求められています。

そのための対応として、高度情報ネットワークに必要な基盤整備を行い、高度情報化社会に対応した住民サービスの提供と地域の活性化を図ります。

高度情報ネットワークの構築

現在の高度情報化社会に対応した高度情報化基盤の整備を行い、それらを利用した住民と行政が円滑な情報交換を行える公共施設ネットワークの構築を目指します。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
高度情報ネットワークの構築	高度情報化基盤の整備	通信ネットワークシステムの基盤整備 情報拠点設備の確保と整備 移動通信用鉄塔の整備 次世代地域ケーブルテレビの調査検討
	公共施設ネットワークの構築	地域イントラネット ¹ 基盤施設整備事業の推進

1 / 地域イントラネット インターネットで利用されている通信ソフトや通信サービスを応用して構築した地域内のネットワーク。

3. 高度な行政サービスのまちづくり

合併の効果を最大限に活かし、行政組織の効率化を進めていき、行財政基盤の強化、職員の専門職化を図ります。また、新たな行政課題や住民ニーズなどの社会情勢に対応して、地域の声の的確に行政に反映されるよう、行政組織や事務事業について常に見直しを行っていきます。

行政能力の高度化

高齢化が進展する中で、住民からのニーズが高まる福祉・保健・医療等の専門行政サービス部門や、子育て支援・環境問題・住民参画支援等に対し、専門職員を増強配置し、高度な行政サービスを提供していきます。

行政を取り巻く環境の変化に対応できる行政能力を高め、より地域の実情にあった総合的な行政サービスを展開していきます。

公共的施設の一体的整備

検討中

事務事業・行政組織の見直し

住民ニーズや政策課題に柔軟に対応した、また、地方分権に伴う権限移譲などへ対応した体制となるよう行政組織の再編を行います。

また、行政が直接行うより民間活力の方がより有効で効率的な業務においては、民間委託を進め、様々な場面に対応できる事務事業となるよう、的確な見直しを行っていきます。民間委託を進めるにあたっては、委託の効果やプライバシー保護などに十分に配慮します。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
行政能力の高度化	専門職の育成	専門職の育成確保と職員の資質向上 人事管理システムの導入検討
	行政基盤の強化	統合型地理情報システム（GIS ¹ ）の導入検討 PFI ² 方式等新たな整備手法の導入検討 適正な組織再編と人員配置等による財政基盤の強化
公共的施設の一体的整備	効率的な施設整備と運営	} 検討中
	庁舎等の機能充実	
行政組織・事務事業の見直し	行政組織の再編	地方分権への体制整備 行政改革の推進
	事務事業の見直し	行政評価システムの導入 効果的な事務事業の見直し 民間委託の推進

1 / GIS Geographic Information System の略。地理的情報をもとに、そこに様々な情報を関連づけデータ化したもの。災害の発生場所や影響範囲、避難場所情報などを総合的に表示したりします。

2 / PFI Private Finance Initiative の略。行政が今まで実施してきた社会資本の整備を、民間の資金・技術・経営能力を活用して実施する手法。

2 新市における宮城県事業

検討中

(予定ページ数 45～49)

第5章 公共的施設の適正配置と整備

住民生活に密接に関係する公共的施設の適正配置と整備については、住民サービスの維持、向上を基本として、利便性にも十分考慮し、地域のバランスや特殊性、さらに財政事情を考慮しながら進めていきます。

特に、新たな公共施設については、類似施設の重複整備を避け効率的・効果的な整備や管理運営となるよう十分に検討を行いながら、新市の均衡ある発展と地域住民の福祉向上に努めるものとします。

市役所・支所等

検討中

公的病院・診療所

検討中

幼稚園・保育所

新市における幼稚園の施設数は24、また、保育所の施設数は15となります。
少子化の進展により、統合の検討も考えられますが、地域の未来を担う人材育成という観点からも、幼稚園・保育所施設の共用や運営の一体化を進める幼保一元化などを推進し、多様な保育ニーズに柔軟に対応しながら、適正規模・適正配置等について様々な検討をしていく必要があります。

小・中学校

新市における小学校の施設数は29、また、中学校の施設数は10となります。
施設の配置場所については、現状でほぼ新市全域を充足しておりますが、一部地域において通学距離や児童・生徒数、通学区域の問題が内在するため、家庭や学校、行政、地域などが連携し、適正規模・適正配置等について様々な検討をしていく必要があります。

高齢者・障害者福祉施設

新市における高齢者福祉の施設数は6となります。
施設数については、今後の高齢化の進展に伴う入所者の増加を見据え、地域内における民間・法人による管理運営も踏まえ、総合的に検討・調整していく必要があります。
障害者福祉施設については、共同作業所や更生・授産施設の充実など、障害者の社会参加や雇用の場となる施設の整備を推進します。

地域防災機能施設

地域防災施設においては、新たな地域防災計画等をもとに、災害等への迅速な消防・救急活動の対応のため、消防本部施設の整備と分署・分遣所等の適正配置とともに各地域の防災拠点整備など、総合的な防災体制の整備を図る必要があります。

また、大規模災害発生に備え、国の機関、県、近隣市町村、民間等が相互に協力する広域災害ネットワークを構築し、緊密な連携のもと災害復旧活動の体制を強化・充実していく必要があります。

その他の公共的施設

各公共的施設の適正配置については、住民生活に支障をきたさないよう十分考慮し、住民が気軽に利用できるシステム構築を図りながら、地域のバランスや特殊性を考慮し検討します。

また、住民生活に密接に関係する施設整備についても、住民サービスの維持、向上を基本として、効率的・効果的な整備、管理運営が行えるよう、住民意見を採り入れながら、協議検討します。

参考：類似団体の公共的施設数一覧

	新市	北上市	米沢市	鹿沼市
人口(平成12年国調)	84,947人	91,501人	95,396人	94,128人
面積(平成12年国調)	806.38km ²	437.55km ²	548.74km ²	313.30 km ²
人口密度(人口/面積)	105人/km ²	209人/km ²	174人/km ²	300人/km ²
市役所・支所等	12	13	12	11
本庁舎・庁舎	10	3	1	1
支所・出張所等	2	10	11	10
小学校	29	20	18	22
中学校	10	9	8	9
幼稚園	24	12	11	7
市立	22	6	0	0
私立等	2	6	11	7
保育所	15	17	15	17
市立	15	10	3	9
私立等	0	7	12	8
高等学校	5	5	7	4
市立	0	0	0	0
県立・私立等	5	5	7	4
公的病院・診療所	10	3	5	2
市立病院	3	0	1	0
市立診療所	6	2	3	1
国・県立病院	1	1	1	0
消防署	1	1	1	1
同分署・分遣所等	6	2	4	2
児童館等	2	2	3	3
公民館	18	17	15	10
図書館	1	2	1	1
高齢者福祉施設	6	4	5	5
養護老人ホーム	0	1	0	1
特別養護老人ホーム	6	3	5	4

(平成15年11月本会事務局調べ)

人口密度は人口を面積で除した単純値。
 米沢市の支所・出張所等は連絡所のこと。
 小・中学校、高等学校には分校含まず。
 特別養護老人ホームは、すべて民間による運営。

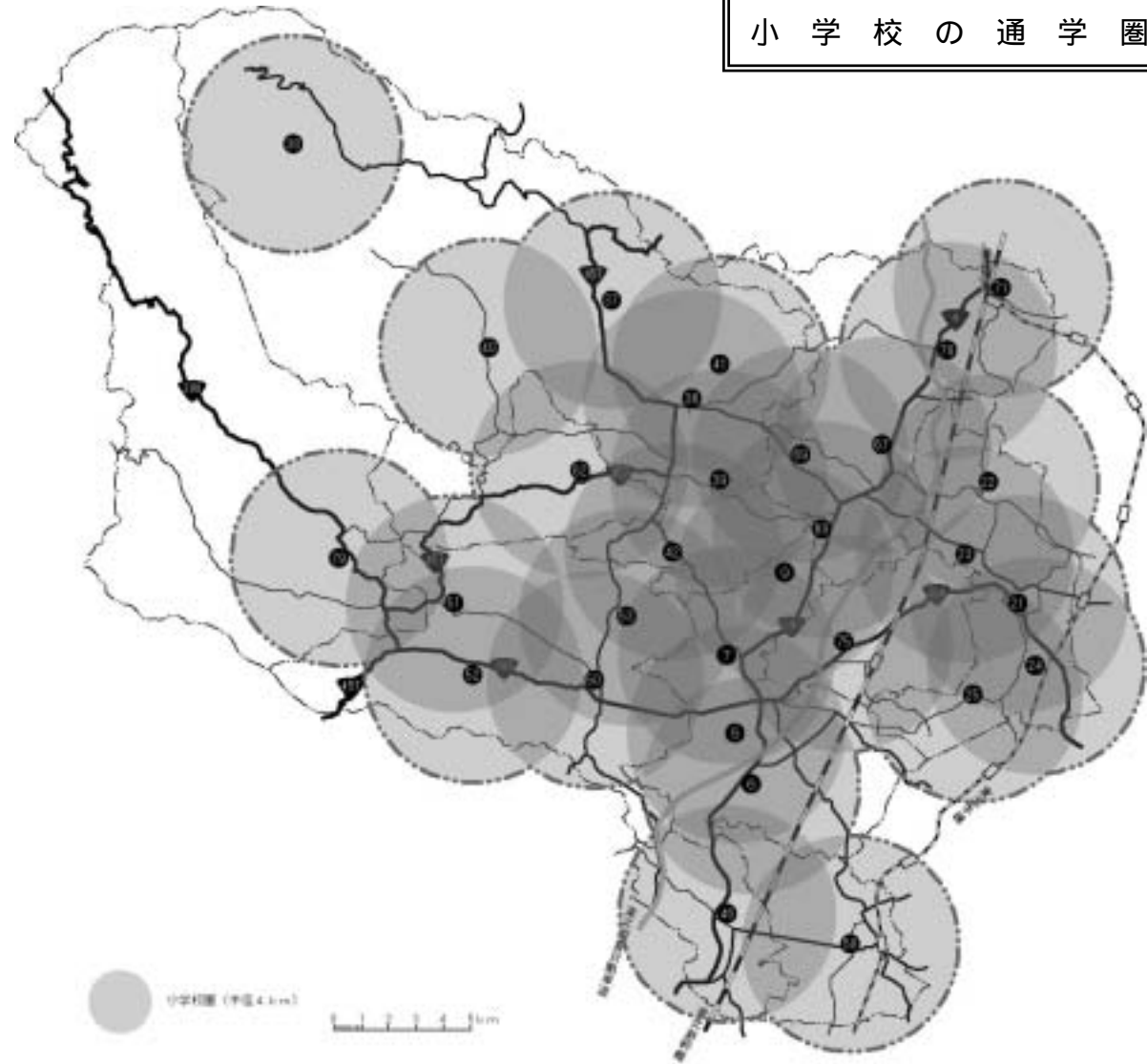
参考：小中学校の適正規模の条件

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令においては、適正な学校規模の条件として、以下を定めている。

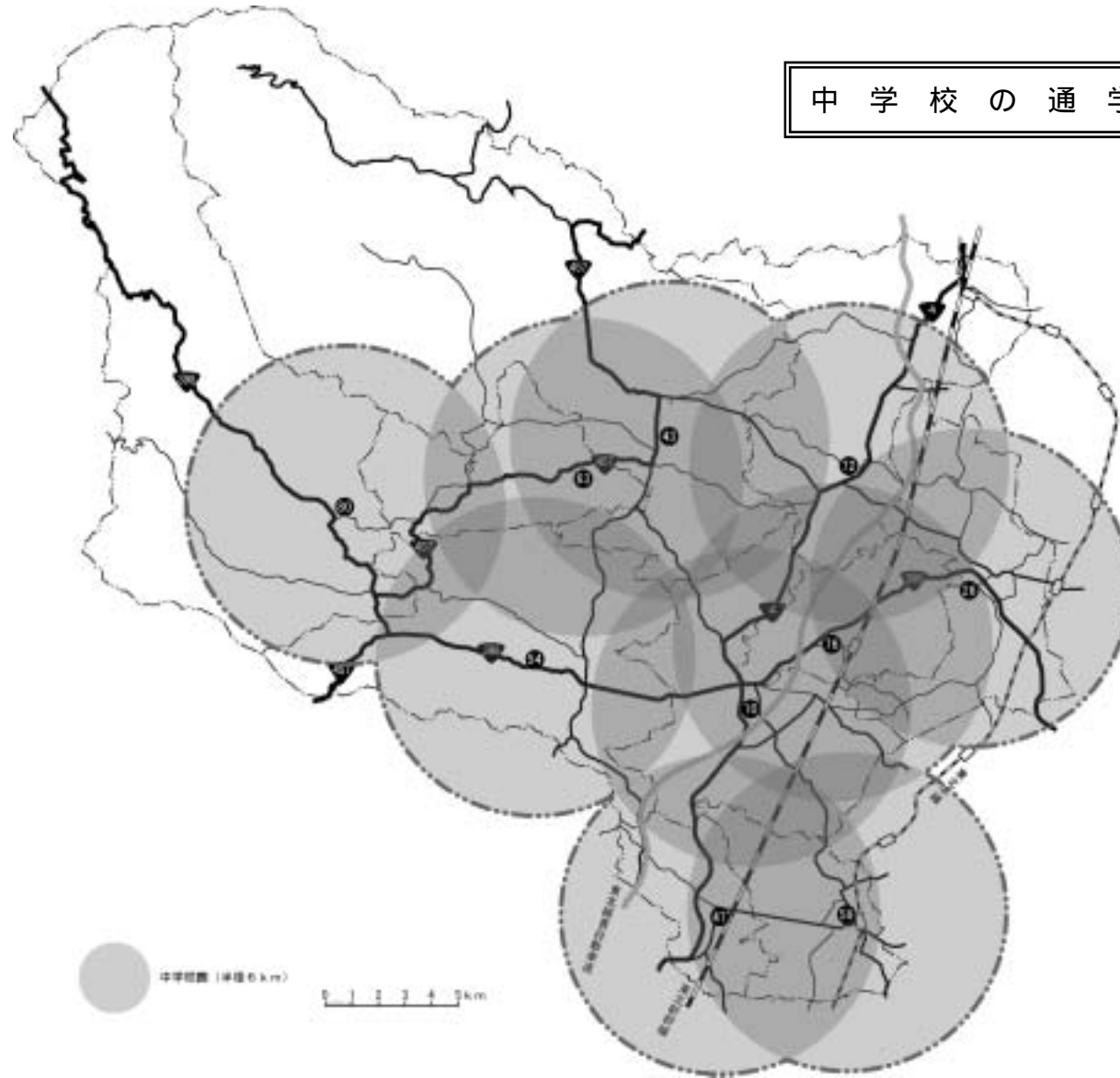
1. 学級数が概ね12学級から18学級までであること。
2. 通学距離が、小学校にあつては概ね4km以内、中学校にあつては概ね6km以内であること。

小 学 校 の 通 学 圏

築館町	5	築館小学校
	6	玉沢小学校
	7	宮野小学校
	9	富野小学校
若柳町	21	若柳小学校
	22	有賀小学校
	23	大岡小学校
	24	大目小学校
	25	畑岡小学校
栗駒町	36	岩ヶ崎小学校
	37	栗駒小学校
	38	同耕英分校
	39	尾松小学校
	40	文字小学校
	41	鳥矢崎小学校
42	宝来小学校	
高清水町	46	高清水小学校
一迫町	50	一迫小学校
	51	金田小学校
	52	長崎小学校
	53	姫松小学校
瀬峰町	58	瀬峰小学校
鶯沢町	62	鶯沢小学校
金成町	67	金成小学校
	68	沢辺小学校
	69	津久毛小学校
	70	萩野第二小学校
	71	萩野小学校
志波姫町	75	志波姫小学校
花山村	79	花山小学校



中学校の通学圏



築館町	10	築館中学校
若柳町	26	若柳中学校
栗駒町	43	栗駒中学校
高清水町	47	高清水中学校
一迫町	54	一迫中学校
瀬峰町	59	瀬峰中学校
鶯沢町	63	鶯沢中学校
金成町	72	金成中学校
志波姫町	76	志波姫中学校
花山村	80	花山中学校